

紀美野町第1回定例会会議録

令和4年3月8日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和4年3月8日（火）午前9時05分開議

第1 議案第34号 第2次紀美野町長期総合計画基本構想の変更について

第2 一般質問

第3 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難するとともに即時の攻撃停止と撤退を求める決議案について

○会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	桐山尚己君
2番	廣瀬隆一君
3番	藤井基彰君
4番	上柏皖亮君（早退14時1分退場）
5番	七良浴光君
6番	田代哲郎君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康 君
副 町 長	細 峪 康 則 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	坂 詳 吾 君
企画管財課長	中 前 貴 康 君
住 民 課 長	東 浦 功 三 君
税 務 課 長	坂 昌 美 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 將 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	太 田 具 文 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	湯 上 増 巳 君
美 里 支 所 長	(湯 上 増 巳) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉 君

開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日執行部から議案第34号が提出され、また美濃良和議員から発議第1号が提出され、本会議前の議会運営委員会で合わせて調査をいただいた結果、ともに本日の日程に追加し、議案第34号については、本日説明のみとして、15日予定の本会議において審議・採決を行うことになり、発議第1号については、本日提案説明後、審議・採決を行うことになりましたので報告し、御了承願います。

（午前 9時05分）

○議長（伊都堅仁君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第34号 第2次紀美野町長期総合計画基本構想の変更について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第34号、第2次紀美野町長期総合計画基本構想の変更について議題とします。

説明を求めます。企画管財課長、中前君。

（企画管財課長 中前貴康君 登壇）

○企画管財課長（中前貴康君） おはようございます。

私から、議案第34号、第2次紀美野町長期総合計画基本構想の変更についての説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第34号、第2次紀美野町長期総合計画基本構想の変更について。

第2次紀美野町長期総合計画基本構想を変更したいので、紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、紀美野町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第2次紀美野町長期総合計画基本構想を変更するものでございます。

平成29年3月に策定しました第2次紀美野町長期総合計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を基本計画とする基本構想と、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間とする前期基本計画から構成されています。

令和3年度は基本計画を見直し、新たに令和4年度から8年度を計画期間とする後期基本計画を策定することになっており、本町の現状や社会情勢の変化、各種施策、事業の実施状況を踏まえた見直しを行いました。基本構想について一部変更が必要となっております。

基本構想の主な変更点は2点ございます。

まず1点目は、第1章、まちづくりの将来像の中で平成28年に策定していた紀美野町人口ビジョンを令和2年に改訂したことによる将来目標人口に係る記載の変更。

次に、2点目は、第2章、まちづくりの基本方針の中で、基本計画の見直しによりこれまでの施策の実施状況を踏まえると、その関連性から一体的に推進することが望ましいと判断された分野を統合することにいたしました。

そのほか、簡単な表現などの変更も併せて行っております。

主立った変更箇所について、議案書及び説明資料をもとに説明させていただきます。

議案書6ページをお開きください。あわせて説明資料の2ページを御覧ください。

人口ビジョンに基づく将来人口の目標。

令和2年に策定した改訂版紀美野町人口ビジョンの将来人口の目標に変更してございます。出生率の改善と転出入の改善により、令和22年に人口6,000人を維持することを目標に掲げています。また、人口ビジョンの改訂に伴い、グラフの表示を変更し、人口ビジョンの考え方を記載しております。

続いて、議案書7ページ、説明資料の3ページを御覧ください。

令和2年の国勢調査の結果では、本町の人口は8,256人となっております。そこで、人口ビジョンに基づく本期間中における目標人口として、令和7年の国勢調査の人口を7,500人、また計画期間後となりますが令和12年の国勢調査の人口を7,000人と目指す目標人口を記載しております。

続いて、議案書12ページ、説明資料の5ページを御覧ください。

基本方針5、活力ある産業のまちづくり。

現在の基本構想においては、5つの基本方針と16の分野を設け各施策に取り組んできましたが、基本方針5内の分野15、まちに賑わいをもたらす商工業・観光を振興しますと、分野16、創業支援と雇用の場の確保に取り組みますについては、統合して一体的に推進することがより望ましいと判断したため、分野15、まちに賑わいをもたらす商工業・観光を振興しますで一体的に取り組むものとし、分野16につきましては削

除するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第34号、第2次紀美野町長期総合計画基本構想の変更についての説明とさせていただきます。御審議の上、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

◎日程第2 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問が終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は5人です。それでは、通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

初めに、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） おはようございます。

質問に入る前に、今ウクライナのほうで大変なロシアの蛮行による多くの犠牲が出ています。そのために亡くなられた方々に対して哀悼の意を表明したいと思います。また、平和が早く訪れることを願いたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

議長さんのお許しをいただきまして、一般質問を行ってまいります。

まず初めに、残土処理施設の下流の対策についてお聞きいたします。

先の質問の答弁で旧国道、この370号の谷口さんという店があるんですけど、その前なんでございますが、その国道の下に暗渠と申しますかトンネルがあって、その下を永谷からくる谷の水が通っているというふうな状況になっています。これについて、この暗渠、このトンネルが穴が小さいとそういうことで地域の方々もこの残土処理のところから大雨等によって残土、土石流がというふうなことになったりいろんなことがこの上のほうから来た場合に、そのトンネルが詰まってしまってあの周辺が大変な、水浸しと言えば簡単なんですけれどもそういう浸水被害を受けるというそういう心配をされております。それに対して、専門家の意見を聞いてこれからの状況を住民の皆さん方に心配のないようにしていくというそういう答弁であったかというふうに思います。

それについて、時間も経過しておりますのでどうなっているのかお聞きしたいと思います。

次に、町の子育て支援についてお聞きいたします。

町長は、この議会の冒頭に、紀美野町子ども子育て応援宣言というのを表明されました。これ大変すばらしいことで、先の寺本町長が子供は町の宝と、そういうことで一貫してこの問題を持って行政をやっていただきました。それに基づいて、新しい小川町長も子供の問題についてを真剣に考えられて、そういつて県下一の子育てのまちと、そういうふうな町に紀美野町をするんだということで申されました。それがいよいよこの応援宣言という形になってきているんじゃないかというふうに思います。

私も、この町の定住支援ということについて評価をするのでございますけれども、しかし、この町に生まれ、そうしてこの町で育っていくという環境というのが非常に大事かというふうに思います。そういう点で町長が宣言された子ども子育て、それがどういうふうなものになっていくのかそれについてお聞きしたいと思います。

ちょっと私、通告のほうで間違っておったんですけれども、北山村については大学ということではなかったようでございますけれども、大変厚い施策を実施されているようであります。この町についての子ども子育てについての見解と申しますか、どういうふうな方向になっていこうというふうに考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、ＩＲについてお聞きいたします。

和歌山県と和歌山市はこのマリーナシティへＩＲの誘致を積極的に進めております。しかし、カジノというのはやはり何といても問題があります。当然、このカジノによるところの依存症の方々も多くなってくる心配があります。そういう方々が、マリーナシティにやってくるとするならば、どこから来るかと言えば車で来るならば海南インターチェンジを降りてくると、またＪＲの電車で来るならば当然海南駅に降りられると、和歌山市にあるわけでございますけれども実質的に大きな影響が出るのは海南市であって、そしてその海南市の隣の紀美野町にとっては、それについてやはりこの影響を受けると考えられます。

やはり、賭博ですからこの依存症については大変問題がある。よく言われるんですけれども温山荘の付近に青いテントが張られて生活するような方々も出てくるんじゃないかというそういう心配がされておりますし、そういうふうなことになってまいりますと紀美野町についても治安も問題になれば、またそういうふうな方々のテントも並んでく

る心配もあるかというふうに思います。

こういうことについて紀美野町としてはどのように考えて、どのような行動をされていくのかについてお聞きしたいと思います。

次に、食料の問題についてお聞きしたいと思います。

この食料政策でございますけれども、今ロシアが無法にもウクライナに侵略いたしましたけれども、小麦の生産量はロシアがトップなんですよ。問題になってるウクライナが5番目やと、こういうふうに食料というのが今戦われているこの国で大きなものが生産されていると思います。こういうふうなことで、穀倉地帯のこの地域の影響がやはり世界に広がってくる可能性があります。ちなみに、日本は食料の自給率、エネルギー換算で37%、また穀物については20%しかないんですよ。これはもう先進国では最低です。

こういうふうなことで、しかもだんだんと日本は経済大国とは言えないような状況になってきています。今までは、大変お金がありましたから世界的には大変な食料不足でありますけれども、それでも札束でほったをはたくという言葉がありますけれども、そういうふうな形で食料の輸入が進められましたがそういうこともできなくなってきている。最近では、買い負けをしているというふうなこともニュースで聞くわけでございますけれども、そういうふうな中で、日本全体のこともそうですけれども、紀美野町についてこの食料政策というのはどういうふうなことをお考えになっておられるのかお聞きしたいと思います。

以上、4点よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、美濃良和君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） おはようございます。

私からは、美濃良和議員御質問の1番目「残土処理施設の下流の対策について」お答えさせていただきます。

現在町内では、かねてからの沿線住民の願いである国道や県道の設備、また、紀の川水系では広域的な紀の川の防災対策が順調に進められ、より安全・安心な暮らしを実現

するために、早期の完成を期待するところではありますが、その反面、それに係る建設残土処理場の搬入出に係る車両の問題や、地域へ土砂を搬入させることへの不安など、周辺住民の皆様方には御心配や御迷惑をおかけしていることに対し、大変心苦しく感じています。

町といたしましては、建設残土処分場に対する様々な御意見を受け、総合的に勘案し、今年度は優先すべき事項としまして、搬入車両への指導徹底や搬入量の協議をはじめ、処理場内を適正に維持管理するため、敷均し、散水業務、水質検査、また測量設計では場内の処理容量を適正に把握するため、処理場推定処分量算定業務委託、工事では町道神野市場福田線舗装補修工事、施設維持補修工事といたしまして進入路舗装、法面補修、濁水対策、沈砂池浚渫、場内排水整備などのほか、暗渠排水路整備工事や谷川の樹木の除去、周辺沿線の環境対策といたしまして路面清掃車の整備や活用などの取組を適宜進めてまいりました。

議員御指摘の永谷川の暗渠部分につきまして、令和3年10月の一般質問でもお答えいたしましたとおり、残土処分場開設に当たっての林地開発協議において、建設コンサルタントにより、暗渠部分の通水断面は永谷川を中心とした流域の範囲から考えられる降雨時の排水水量等に十分耐え得る施設であることを確認してございます。

また、現状の把握につきましては、道路トンネル定期点検要領を踏まえ、経験を積んだ職員が適宜施設の健全性・安全性等を確認していることから、古い施設ではございますが、現時点では特に構造上の問題も見当たらず、健全で必要な機能は有していると考えてございます。

今後、順次、高濁度の対策など周辺環境の整備等に努め、必要に応じ測量設計なども行いながら、適切な対策を講じていくことでより安全な建設残土処理場の運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

(町長 小川裕康君 登壇)

○町長（小川裕康君） 美濃良和議員の2つ目の御質問「町の子育て支援について」お答えいたします。

私は、子育て支援県下一のまちにしたいとの思いを表明するため、今議会の冒頭で紀

美野町子ども子育て応援のまちを宣言させていただきました。

紀美野町は、寺本前町長の時代から子育て支援に積極的に力を入れてまいりました。結婚から妊娠、出産、育児、保育そして教育に至るまで切れ目のない様々な施策を行ってまいりました。

不妊治療の助成、出生後2か月から3歳児までの乳幼児を在宅で育児している保護者の方々への給付金の支給、産前産後のケアサービス、出産祝い金の支給、保育料の無料化、こども園、小中学校の給食の無償化、18歳までの医療費の無料化などたくさんの町独自の施策を行い、県下でもトップクラスの子育て支援に資する施策を進めてまいりました。

さらに令和4年度から、新たな施策としてファミリーサポートセンター事業や要保護・要支援児童の支援を行うため子ども家庭総合支援拠点の整備、放課後デイサービスを利用している障害を持つお子さんの通いに要する費用助成を行い、充実を図ってまいりたいとも思っております。

次の時代を担う町の宝物である子供たちの元気な声が聞こえ、笑顔があふれ、子育ての喜びを実感できるように地域全体で子供たちの成長を支え、応援していく、そうしたまちづくりを目指してまいる決意であります。

令和4年度に子育て支援推進本部を立ち上げ、子育て支援を通じて若い世代の定住促進を図っていくため、知恵とアイデアを出しながらスピード感を持って、効果的な施策を創造してまいります。

推進本部では、町長が本部長となり、住宅や生活環境、就業支援、保健医療、教育などの各方面から課を越えた役場を挙げての横断的な施策を展開してまいりたいと考えております。

議員が言われるように、北山村でのそうした高等学校の生徒への助成、そうしたことも承知をしております。そのような施策も含め、総合的に検討を重ねてまいりたいと思います。

紀美野町の次代を担う子供たちに確かな未来へつなげていくことが町民の願いであり、私たちの責務であるとも考えております。

議員の皆様方の御理解と御協力をいただきながら一緒になって進めてまいりたいと考えておりますので、改めてよろしくお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見將人君 登壇)

○産業課長 (吉見將人君) おはようございます。

それでは、美濃議員御質問の３番目の「ＩＲについて」の御質問と、４番目の「食料についての政策について」の御質問にお答えさせていただきます。

まず３番目のＩＲについての御質問でございますが、和歌山県ＩＲ基本構想によりますと、ＩＲとは単なるカジノ施設ではなく、国際会議場やＭＩＣＥ施設、ショッピングモールなどが集まった施設のことで、誘致することにより雇用創出や経済への波及効果、観光振興や消費拡大により地域活性化につながる複合施設とされてございまして、当町にもその効果はあるものと考えてございます。

御質問のカジノの問題についてですが、和歌山県ＩＲにおけるギャンブル依存症対策としましては、国が規制する入場制限、入場料の徴収、本人や家族申告による入場規制などの対策のほか、県独自の規制として施設内に依存症対策専門員の設置、利用額制限や入場制限を管理するＩＲカードの作成の義務化、ドレスコードを設けるなどの対策を講じることとされてございます。

また、治安悪化対策として、利用不適切者に対する利用制限や施設外における監視と警備員の配置、暴力団等の入場禁止規制、マネーロンダリング対策を講じるとされてございます。

現在の日本の法律では、カジノ施設の設置に当たっては、設置及び運営に伴う依存症やマネーロンダリング対策などの問題に対し、対策を講じることが義務づけられてございまして、和歌山県におきましても問題の解決が図られるものと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、ＩＲについての御質問に対する答弁とさせていただきます。

続きまして、４番目の「食料についての政策について」にお答えさせていただきます。

ロシアがウクライナに侵攻したことによる市場の混乱は、日本にもその影響が危惧されているところでございます。

さて、議員御質問の食料自給率でございますが、カロリーベースと生産額ベースの２つの数値がございます。農林水産省では、都道府県別食料自給率が示されてございまして、和歌山県ではカロリーベースで２８％と低い数値となっております。その理由は、

カロリーの高い穀物などの生産が低く、カロリーの低い果樹の生産が高いことからでございます。

反対に、生産額ベースでは、単価の高い果樹生産が多いため自給率は110%と高い数値となっております。

当町の自給率についてですが、市町村単位の自給率は示されておりましたので分かりませんが、しかし当町のような平地の少ない中山間地は穀物類などの生産量は少なく、果樹生産が中心となっておりますので、和歌山県の自給率と大差ないものと考えてございます。

次に、食料施策についてでございますが、当町のカロリーベースでの自給率を上げるとしましても、地形の関係から果樹生産をカロリーの高い穀物生産に生産転換することは難しく、適地適作を基本に農業施策を進める必要があると考えてございます。

そのため、国県の農業施策に加え、町の農業経営支援制度をはじめとした農業支援を継続するとともに、適宜必要とされる制度を創設することにより、町の農業生産基盤の強化に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、IRについて及び食料についての政策についての答弁とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、答弁いただきましたので、まず初めの残土処理場について、先の町長さんの答弁はまだ専門家によるトンネルの安全性について十分に把握されていないというふうな答弁だったんですけども、今の答弁でしたらもう既にそれはオーケーになっているんだというふうなことでございました。何にしても、住民の方々はこの現在の状況について非常に心配しています。これについてどういうふうな対応をしていくのか、私もその心配されている方々がいる以上はそれに対して対応し、安心してもらえるように町としての対応が求められているというふうに思います。それについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） それでは、美濃良和議員の御質問にお答えさせていただきます。

美濃議員の御心配の国道下の暗渠管についてなんですけれども、大きさにつきまして、見た感じで議員おっしゃるように小さいと捉えられておるようになっております。感覚については個人差というのが大きいと思います。それは、数値化することで基準を明確にして客観的に判断することが必要になってくるかと思います。

残土処分場開設に当たりまして、森林法に係る林地開発協議の中から、下流の閉塞部、狭い部分の調査も行っております。それにつきましては、そこで定められておる林務方式と言いまして、そちらのほうの和歌山県の管内の確率強度の算定や確率年、それから水位計算でマニング公式というんですけど、水の流速を出してございます。計画洪水量は30年に1回の確率を示せということで、それについてその暗渠部分につきましては、1秒間に47.82立米の流下能力がございます。これにつきましては、30年に1回の確率の19.65立米の2.4倍、100年に1回の確率の27.73の1.7倍と大幅に流下能力は高いというふうなことでございます。

いずれにしろ、そういった部分を地元の方に説明させていただくことで、住民の方の不安を取り除いていきたいと考えてございますので、御理解賜りたいと考えております。以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今答弁いただきましたけれども、これからあの残土処理場にあとどんだけ土が入られるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

去年、残容量の算定を行ってございます。それにつきまして、県の仮置きはちょっと除いて33万9,000立米約、入ることとなっております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、そういう数字だけ言われましてもよく分かんのですけれども、具体的に見えるところで言うならば、今ある文化センターの敷地から比べて、あれ対対にまで持ってくるんか、どの辺まで持ってくるんか、そのとこ

ろで言ってもらほうが分かりやすいんですね。しかも、それともう一つは、後何年入れられるのかその辺はどうですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 御質問にお答えいたします。

その量につきましては、あくまでも計画では文化センターと同じレベルぐらいまでということになっております。

それと、何年入れられるかということにつきましては、入れる量にもよるかと思えます。令和3年であれば大体10万立米、年間に入れてございます。ただ、国土交通省等と搬入量の協議をいたしております。と言いますのが、そこに搬入に係る車両の問題であるとかそういった部分を加味した上でその搬入量というのも決めておりますので、その辺りを御考慮いただきたいと感じております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何年入れられるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

残容量が現在のところ約33万9,000立米となっておりますので、10万立米入れば3年ということになります。

ただ、それにつきましては調整していきたいと思っておりますので、一遍に入ればそういうふうな計算になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、大体のところをお聞きしましたけれども、問題は、水量の問題について先に答弁いただきましたけれども、これは、雨が降って雨の水の量から考えてこんだけの水は通るんだよというそういうコンサルの結果なんでしょう、要するに答えが。しかし、問題なのは今言われたように、どんどんと土が持ち込まれてそこに大きな山ができると、ただ永谷川にはカルバート入れているから、ちゃんと水が抜けているからその心配は要らないということの前提で進めているんですよね。先に申しましたけれども、カルバートを入れてその上に土をどんどん置いていくと、そういうふうなことにしてるわけですよね、そうでしょう。谷にカルバート入れて。これは、カル

バートを一つのパイプとするならば当然入り口があって出口があるようになりますよね。

先にも言いましたけれども、谷というのは非常に地質的にも弱いところなんですよね。そういうところであって大きな雨、今言われている雨の量の問題言われましたけれども、大きな雨が降り、あの周辺が土砂が落ちてきたと、崩落等があったりして、木もあるならば当然このカルバートの入り口が詰まって水が入らないような状況にもなることも考えられるわけですよね。そういうふうなことが起こって上からの土砂が崩落してくる、それからさっきの今心配されるところの国道の下の暗渠、これについても木等が流れてきたりして詰まった場合には、雨が降って穏やかに水が流れてきてこれはこんだけの量通りますよというそういうふうなことで言えないことになるんじゃないですか。その辺はどうなっていますか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

上部のカルバートにつきましては、私どもも残土処分場の今の状態について必ずしもベストな状態ではないと思っております。ずっと今のままでよいとは感じておりません。将来的には改修のほうしていきたいと思います。

上の土を入れてるカルバートの部分につきましては、計画では暗渠ではなくて開渠にする予定としてございます。開渠で、排水は当然今のままでもできておるんですけども、開渠のほうがより安全な谷川の管理はできるかと思えます。

それと、その下の部分のカルバートについては、現在、先ほど申しましたように通水の量というのは十分確保できております。議員御心配の詰まるという問題につきましては、周辺の環境整備をしっかりと進めることでクリアできていくものであると思っております。ただ、災害関係、潰えるとか滑るとかという関係につきましてはもともと不確実性が高いために予測が困難であるので考慮しづらいという部分は当然あるかと思えます。

それと、河川の勾配なんですけれども、あそこの部分につきましては緩やかな勾配になっておりますので、土砂等流出しづらいような構造に当然改修はしておりますので御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） こういうことでもっていただいて住民の方々が心配がな

くなくなるとお思いですか。もう一度検討するべきじゃないかというふうに思うんですよ。上のほうの暗渠は開渠にするということであるんで、それについてはまじかなというふうには思いますけど、あと下について、下の暗渠のカルバートというんですか、穴についてはこれは住民の皆さん方も非常に小さいというふうに思われています。木などが流れて来ないというふうに、それを完全にできるものであるんかどうか、それは課長さんが今言われていますけれども、それについては確実にこうするから絶対大丈夫とそういうふうなものは説明できますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員が御心配されている点は十分私どもも承知しております。紀美野町の処理場ですから安全な安心した施設として周辺の皆さんにも御理解いただいて運営していかなければならないというのは十分承知しているところでございます。

先ほど課長が答弁した中で、国道下の暗渠の大きさについての答弁もいたしました。100年に1回の水の量をあそこ通ったときに、その1.7倍の容量のある暗渠であるということはそれは理論的な数字で説明したところでありますけれども、でもそれも相当古いということもございます。国道の下の暗渠があれがいつできたかというのは私も承知しておりませんが、かなり古いというのは承知しているところでありますし、今すぐにたちまちそれが壊れるとかいうことはないかも知れませんが、そうしたことを注意しながら、将来今の国道が町道に移管される時期もこようかと思っておりますけれども、そうしたときにもその暗渠の部分の改修ということも要望していきたいし、町としても注意をしていかなければならないとこのように思っているところでもありますし、それと、処理場の容量について残り33万立米と課長も申しましたが、年々量が増えてきて残りが減ってきているということは承知しておりますけれども、あくまでも町の処理場でありますので、将来的に町としての、町の公共工事に出てくる土の処理場ということが一番大事なので、今は紀の川のそうした浚渫の土砂を年間10万立米ということで協力しておりますけれども、町として町の容量はしっかり確保しながら、その量も確認していかなければ、紀の川からきた土砂であそこがいっぱいになってしまふとそういうことがあってはならないということも十分承知しておりますので、今後の国との協議の中で、町として確保しておかなければならない量はきちんと確保した上で国に対して許可をしていくと、そういったスタンスでもあります。

それと、林発の計画ということで当初あそこの処理場ができました。その後、また津川のほうに増設していつて今の形になっております。全体とすれば、今の計画は全体計画であるということで、当然全体計画を受理するときにはいろんなコンサルと専門的な知見から雨量の計算であるとか、今言うてる永谷川へ流れて行って国道下の暗渠をどれぐらい通るかとかいったものを数値化しておるわけでありまして、それは先ほど申しましたように大丈夫であろうということの数値化、そういった地元の方々には、大丈夫かどうかということをつかりやすい説明をしていくということで、安心してもらえるような形の説明を今後していくということでそういうふうを考えておりますので、ひとつ御理解いただきたいと。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 丁寧に説明いただいたんですけども、私はやはり下の旧370号の下の暗渠についてはやり直しというんですか、これがやっぱり一番住民の方々が安心してもらえるんじゃないかというふうに思うんですね。

今、30年確率と言いましたけれども、今いろんなところに出てくる雨量の問題が50年とか100年とかという時代になってきているわけでしょう。ですから、30年でもいいんかどうかという問題もあるかというふうに思うんです。ここのところで予想しないことがよく起こったりするわけでございますけれども、少なくとも上に積んでいく土というのが文化センターの屋敷と同じ高さまで入ると相当な量が入るというふうに思うんですよ、33ということで実感的に見ても。

そういうようになってきて、しかも災害というのは単に水だけ流れてくるのではなくて、当然、何遍も言うように一緒に木とかいろんなものが流してくると、そういうふうなことを考えれば、さっき言いましたように、旧370号の下の暗渠についての改修というのはしていかなければならない、以前は1本しかありませんでしたけれども、川の南岸に新しい道路もついてきていると、そういうふうなことからバイパスとしても十分にあるということから、その辺でこの暗渠の改修についてはどうであるかお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 私からお答えさせていただきます。

安全な処理場の運営のために毎日土砂が搬入されておりますけれども、毎日そこで専

門の業者がそれをしっかりと管理して、捨てたらいいというようものではないということとは承知いただいていると思っております。毎日毎日、丁寧に丁寧に、運ばれてきた土砂を置く場所であるとかいろんなことを考えて業者にやってもらっているということと、今はまだ旧じゃなくて国道370号でありますので、今は県管理の国道ということになっています。先ほどから申し上げたように、100年に一度の雨量のときでもその1.7倍の量が確保されている、30年に1回であれば1.9倍とそういった数字を申し上げましたけれども、それはあくまでも理論的な数字であるということと、その暗渠の老朽化がどのくらい進んでいるかということも大変大事なところありますので、それをしっかりと注視しながらできるだけ早いうちに暗渠の改修ができるように、これは町から県へも要望していきたいとこのようには考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 県のほうへ要望していただくということなので、それは強力に早くやっていただきたいと思います。

それと同時に、やはり住民の方々が安心してもらえるというのが一番の前提でございますので、それについて説明会等についてはどうであるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

建設残土処理場の取組等々につきましては、また地元のほうへ丁寧に説明させていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、次の町の子育て支援についてお聞きしてまいりたいと思います。

町長さんはいろいろと考えておられて、この町にたくさんの子供が生まれ育っていくというそういうふうな環境づくりということで考えていただいていることについてはありがたいというふうに思います。しかし、今問題なのは、子供を産みたくても財政的な問題、それからもう一つは子育てをする上で教育についての費用等もたくさんかかるということから、その支援が非常に弱いと、もう国・県合わせて非常に日本は脆弱であります。外国のほうでやはり子供の増えているところについてはその辺が十分にされてき

ている、そういうところが大きいんですね。

例えば、大学についても日本は貸付金ですね、これが当然ですね返還の要らない給付式の、国がたくさん、たくさんということにもないんでしょうけれどもあります。そういうふうなところで安心して将来の子供を育てるというふうなことの環境、そこへ踏み込んでいかなければならないんじゃないかというふうに思うんですね。

先に町長さんも言ってくださった北山村についても、高校までですけども支援がかなり充足してきているというような状況だと思うんですけども、大学まで含めて町としても応援する必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。教育についての支援というのはこれは無駄じゃないんですよ。一人でも多く勉強してもらえる方についてはどんどん応援して、そこで得た知識が今度は社会に返ってくる、そういうふうになればこれは決して一部の人だけの利益じゃなくてみんなの利益になっていくと、そういうふうなことを考えた場合、今、寺本町長、それから小川町長となされてきたそういう子供たちの支援とともに、そういう将来の町の子育て応援についてももう少し踏み込んでお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 大変ありがとうございます。

議員おっしゃられるように、教育にお金をかけて環境整備をするというのは本当に子供の未来、将来のためには大変大変大事なことであるというのは十二分に認識しているところで、先ほども申し上げましたけれども、寺本前町長時代からいろんな施策をやってきたと、保育料も無償にしたと、こども園の給食費、また小中学校の給食費も無償にしているということはそれは子育てする保護者の方々はいろんな費用が要ると、その費用の一助にさせていただくために給食費も無償化してきているということも議員も十分承知いただいていると思っております。

先ほども申し上げましたように、宣言の中では紀美野町で子供を生み育てたいと思ってもらえるようにというふうに私も申しておりますけれども、まずは紀美野町の町民の方に、子供を産むならばこの町で産みたいと思ってもらわなければいけないと思っています。この町で子供を産みたい、またこの町で子供を育てたいということをこれから結婚されて子供を産んでいかれるそういった世代の方々に、やはりまずそれを思っていたくことが一番大事なかなと思っております。

同時に、町外の方々からも、紀美野へ行って紀美野で子供を産みたいね、紀美野で子

供を育てたいそういうふうにも思ってもらうことでそれが一つの定住・移住の一助になるということも考えられますので、そういったことを進めていきたい、北山村のことも十分承知しておりますけれども、紀美野町にとって、この町にとって必要なそんな施策はどんなことかということをもっともっと役場挙げて全庁的にいろいろ掘り起こしていきたいということで、先ほど申しましたように町に推進本部をつくっていくと、それは子育て今やっている保健福祉課だけではなくて、もちろん教育委員会もそうですし、企画、そしてまちづくり課といった部局を、課を越えて、そして役場挙げての推進本部にしていろんなことをそこで意見を出し合いながら、町としての施策を考え推進していきたいとこのように思っておりますので、いろいろ御意見もいただければありがたいかなと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 記憶で申して申し訳ないんですが、ちょっと前に読んだイギリスなんですけれども、3人の子供を持った場合、確か国からだったと思いますけれども、1,000万円近いお金がくると、こういうふうなこれは国ですから町としてそこまでとても無理ですけれども、そんだけの他の国々ではやはりこれからの将来のことを考えて手を打ってられるんですよ。

ちなみに、1人の女性が一生に産む子供の数が2.08人を超えてこないと人口が増えていかないとこういうふうに言われますよね。今、うちの町は何人になってますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 前回の人口ビジョンを策定したときに、当時、少し古い資料ですけども、合計特殊出生率が1.25人でした。ただし、これは低い数字であるということで、目標人口を維持していくためにはこの率を上げていかなければいけないということで、上げるための施策をどんどん今しているところでありますので、議員言われたように2.08というのは非常に高い目標であるんですが、まずは1.25、これを少しずつでも上げていく努力をしていきたいというふうを考えて今やっているところであります。

それと、議員がおっしゃってくれたようにイギリスではとありましたけれども、国で何とかしてもらわなければいけない、県でやってもらわなければ、町とすれば、紀美野町でできることは一生懸命やっていきたいというふう考えておりますので、どうぞ御

理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 一生懸命やられている町長に水をかけるようなことは申したくないんですけども、ただ1.25人の子供の数が2.08までどう引き上げていくんかということについて、町としてもできる限り努力せなあかんと、そして2.08になって、それからその子供たちが次の子供を産むというのは30年というんですよね、一世代が30年ということで、ですからこれから一生懸命努力して2.08になって、それからさらにということになってくると紀美野町はこれからどんどんと人口が減り続けていかなきゃならんというふうな状況なんで、これはもう客観的にそうなるわけですよね、ですから少しでも早くこの数字を引き上げていくという町としてできる限りの努力をしていただかなきゃならん、町長言われるように町としては何ができるんか、推進本部をつくってるし、体制は整えつつあるということでございますけれども、今町内のそういう若い方々の要望等については把握という、そういうことについてはどういうふうにされてますか、それについてまず聞きたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 若い方々の要望とか、こんなことができたらいいいねっていうのはアンケートというのは必ず取って、保健福祉課で計画を策定するに当たっては、いろんな計画というのはもちろんあるわけですね、老人福祉計画であるとか、子ども子育てのための計画であるとかということがあります。だから、そういう計画を策定するに当たっては町民の方々のアンケートを取って、こういうものができたらうれしいね、ああいうものができたらうれしいねというそういった声を聞かせてもらっているところは十分ある。

そんな中で、令和4年度から進めていきたいファミリー・サポート・センター、そういった事業は以前から常にそういった声は聞かせていただいていたところでありまして、なかなかそれを実施するのはいろいろハードルがあって難しいねということであったんですけども、いろいろ課とも相談しながら、令和4年度から何とか進めていけるようなことで今予算化もしているということでもありますので、以外にもまだまだこんな事業をしてくれたらうれしいよという要望は認識はしておるところでありますし、こういったことについては今後もできるだけそういった現場というか、実際にあたっていらっしゃる方々の

御意見などもいただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要望の把握等早くお聞きしながら、国・県へ要望することについては要望し、町独自としてここまでは何としても進めるという、今まで本当に頑張ってきたその実績をさらにまた進めていくということは大変なことだと思えますけれども、それを要望して、次に進みたいと思います。

I Rについてお聞きしたいと思います。

I Rについては、今課長さんからいろいろ答弁いただいたんですけれども、依存対策をする依存対策をするとおっしゃられますけれども、依存対策というのは具体的にどうのことですか。実際、どのような依存症についても、これは薬ないんですよね。結局は依存症の方についてはどのように、自分が努力して一日一日それをせずに済むというそれしかないというふうに聞くんですけれども、この依存症対策お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

依存症対策というのは、うちのほうは町でできることでは今のところないかと思えます。そういった中で、国、それから県においてそれぞれの審議がされ、依存症対策ということでまず入場制限を設ける、I Rカードを作成させる、それから入場料、1日入るのに6,000円の徴収をするといったこと、クレジットカードの利用を制限する、それからATMの設置を制限するということがございます。そのほかにも、国の法に基づいて本人、家族による申告によって入場を制限したり、二十歳未満のカジノへの入館を禁止したりというふうな様々な施策が取られるそうでございます。

それで、またそれに加えて、県のほうにおきましても予防教育の実施ということで小中学校、それから高等学校での依存症リスクなどの説明を行う、それからドレスコード、普通着ではなくてそれなりの服装を講じた上で入場していただくこと、それからギャンブル対応としまして依存症対策専門員を配置しお声がけ、それから退場を促すなどの対策を講じるとされてございます。

これにつきましては、和歌山県知事のほうでございましたが、議会の答弁でもございました。国が重層的で多段的な厳しい規制を設けているとしたほか、県でも独自に利用

上限を設定するなどのカードの導入、ＩＲ事業者に求めていくなどということで、論理的にはギャンブル依存症は排除できると考えているとされてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） そこまでするんだったらＩＲなんてつくらんほうがいいでしょう。先ほど課長さん答弁されました国際会議場、６万平米、６町ですね、そういうふうな大きな計画がありますけれどもこんなもの今入ることないでしょう。だから、このカジノのほうでもうけんかったら、ちょっと課長さんも言われたようにこのＩＲはやっていけない、ですから当然お客なかったらあかんわけでしょう。今言ってもらえますけれども、そんなことがあったら今度はどうなりますかね。何にしても、こういうふうなリスク教育とかわざわざそんなもんするんやったらやらなかったらええんですよ。その辺については、課長さんに言うても仕方ないんか知りませんが、県に対して一言言って申し上げなきゃならんのかないですか。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前１０時１４分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１４分）

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） それでは、私からお答えをさせていただきます。

私も計画の全てを把握しているわけではありませんけれども、県が作成している和歌山県が目指すところのＩＲの基本構想であるとかそういったものをもとに私なりの見解でいけば、それと去る２月２８日から海南市をスタートして和歌山市で今住民の説明会がされていると、そういったときのそこに参加されている住民の心配事項であるとかということも新聞等で見させてもらっています。

一つには、議員も言われたように依存症にならないかというそういったことも一つの心配されている材料でありますし、またあの周辺の交通渋滞が大丈夫かというような心配もされていきました。もう一つは、治安が悪くならないかというような住民の方々の心

配されるのはもちろんのことであります。そして、和歌浦というすばらしい景観の中で、その景観を壊すようなものとはというような心配をされているということも新聞で見せてもらっております。

一方で、和歌山にとってはこんな起爆剤になることはないというような賛成者の意見も新聞でも見させていただいておりますし、知事が強く意気込みで申されているように、和歌山にとってはこれだけの事業というのは今までなかった、今後もまずないであろうというようなこれは知事の見解でありますけれども、そういった事業で和歌山を元気にしていきたい、盛り返していきたいという思いはされているということも承知しております。

それぞれ心配されていることに対しては、当然県は対策を講じていくということも説明されておりますし、そして、またこのＩＲというのは民間の事業であるということで県が県民の税金を使って投資するものではないと、その民間の活力で建設、そして運営していくということである。そういうＩＲに対して、紀美野町とすればいろんなもちろん心配、大渋滞の心配もありますけれども、それは県が対策をとっていくというふうに言われているということで、紀美野町にすればやっぱり期待する部分も当然あるかと思えます。

そうした民間の施設ができれば、一つは和歌山周辺の雇用の場にも当然なるといいますので、それは紀美野町にとっても雇用の場というのが近くにできるということは決してマイナスではなくてプラスに反映、なっていくんではないかと思えますし、そして、また大きなホテルがある、年間何百万人もの入場者を予想している中で、そこへ泊って県内各地へ観光に行かれるという想定の中で、それで紀美野町も来られて、そして高野山へ行かれる、そういった方もいらっしゃるということで、やはり紀美野町とすればそういうお客さんを呼び込める期待もあるかなと、それは町民の方々、紀美野でいろんなお店とか商売されている方も期待されていることはきっとあるかと思っております。

それで、またそのことがその収入の一部が年間２００数十億円と言われておりますけれども、それを和歌山県の収入となるということであれば、それを和歌山県県民全体にとっての収入の増ということは、その収入によって今後県は県民に対していろんな施策をしていただけるものであると、プラスのことは。これは基本構想に基づいての説明でありますけれども、期待もしているところもある。

一方で、議員言われるように心配しているところもある。それは、最終的には県議会

が議会の方で判断されていくんであらうと思いますけれども、そういった進んでいくとしてもしっかりと対策は取って、紀美野の方々の心配に答えていくというそんなことをしっかり頑張っていっていただきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 県の特別委員会では、この会社が当初言っていたサンシティという会社が撤退すると、その会長が犯罪に関わっていたということがあったり、資金の4,700億円これについても不透明であるということから、県の特別委員会で蜷気楼のような議論はやめませんかというふうな意見が出たというふうに聞きます。それでずっと恐らくなってるんですけども、問題なのは、やはりさっきから言われているように依存症、以前から持統天皇ですか、ばくちをやめる政令ですか、そういうものを出したと、そういうのが残っていたり、この高野の寺領内でも高野山のほうからばくちの禁止の令が出されたと、そういうことが古文書で見られています。これがいかに問題であるんが、私の知り合いもパチンコが、あれはばくちじゃなくて遊びということになってるんだそうですけれども、知らん間に何百万円という借金をつくってつぎ込んで、もうどっか行ってしまったんですけれども、そういうふうなことも起こってきています。

実際、この計画自体が先ほど言っていますように、国際会議室等々があったりして、それで恐らく宿泊施設も幾つもあったりこっちに造ってそれがいっぱいになってもうかるということがなくて、カジノのほうでもうけていかなきゃならんとそういうふうなことになってるんでしょう。大体これは、国のほうで維新が始めたことに対して、戦争法の関係で当時の安倍首相が関わってこういう法律ができてしまったと、何にしても事がおかしいんですよ。いろんな心配をして、捕らぬタヌキの皮算用と申しますけれども、そんなことでできてしまって大変になるんだったら、今町長、県のほうへIRをやめるように、今ちょうどあっちこっちで県も意見を聞いてますから、町長も県に対してIRについては、早い話がやめたらどうかとそういうふうな意見を申し上げるときではないかというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 議員今言われたように、町としてやめたらどうだという意見を県のほうに発したらどうだというような御質問であったかと思いますが、これは最終的に判断されるのは当然県議会のほうでのということになると思います。最終的

なりミットは令和4年の4月の後半に国へ申請の日がある。だから、それまでの間で県議会で最終的なこのIRについての判断がなされるというふうに思っています。

そのためのということで、県が海南を皮切りに説明会もされているということで、我々は町とすれば、それは期待もしているところもあります。しかし、心配もしているところもあります。最終的な判断は知事がやりたいて言うてることに対して県議会が最終的な判断をされると思っておりますので、今ここで町として反対する、賛成するかというのではなくて、十分注意しながら見守っていきたいこのような考えでおりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 紀美野町というのは和歌山県でも北部にあります。このIRというのは、先ほどから言っているように海南市、領地としては和歌山市だそうですけれども実質どう見ても海南市ですね。いろんなアクセスから考えても海南市、非常に県下でも海南、紀美野というのは影響の大きいところにあるというふうに思われます。そんなところにあって、今後できてしまってからそういう心配が起こってきた場合に受けるのはあくまでも紀美野町ですから、我々が今判断をしなければならんというふうに思うんです。

町長は見守るということでございますけれども、それが正しいことになるのか、後で大変な失敗をしたというふうなことになるのか、これは大変政治判断をしなければならん大事なときにきてるというふうに思います。

今、これについて議論をしてもどうやらそういうふうなことになるようでありましてけれども、私はそういう点で町としてははっきりと態度を示さなきゃならないときにきている、大きな失敗、将来の子供たちに影響を与えることを考えた場合、そういうふうなことを考え、十分に将来の心配のないような対応を願って、次に進みたいと思います。

食料についてお聞きしたいと思います。

先ほど課長さんのほうで答弁いただいたのは、和歌山県は地形の点から水田よりも果樹を中心とするそういうふうなことできてるから当然穀物の自給が少ないんだとこういうことでありました。そういうことできてるかというふうに思います。

しかし、今までの換金作物としては果樹を中心にきてるというふうなことには間違いないことでございますけれども、しかし先ほどから申しているように将来の生存してい

くということについて考えるならば、穀物というのは非常に大事な問題なんですよね。今現在の、国全体の自給率から考えても、国民みんなに分けてしまえばもう動くことができないほどのカロリーしかないんだと、つまり動くことができないということは来年のものを作れない、そういうぐらゐのカロリーしかないんですよね。これでいったら当然未来はなくなってしまうわけでございますけれども、今、国に対してどうしていくのか、あるいは町としてはその中でもどのようにしていくのか、このところが大事かというふうに思います。それについてもう少し御答弁をいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

基本的には、農作物というのは適地適作という言葉がございます。そのため、和歌山県では中山間地域の急傾斜が多いため果物が発達した。これはもう昔からの話でございます。

まずその穀物についてなんですが、実質、日本自体の穀物の品目別のカロリーというのは非常に低い状態で、9先進地の中でも最下位といったような状態になってございます。

それで紀美野町で考えますと、そこに穀物を植えるというふうにした場合、基本的には田んぼである平地でなければ採算性が取れないといった問題がございます。そうした場合、国、それから当町でも行っているんですが転作に対する補助事業というのが実際にございます。やはり果樹からそういった豆であったり穀物への転換というのはなかなか申請がないような状態がございます。やはり適地適作ということで紀美野町では果樹が主体となってしまいます。

それで、穀物への転換というのはやはり非常に難しいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 確かに難しいというふうに思います。しかし、我々がそういうことを言って将来がなくなってしまうたら大変だというふうに思います。

昔、食管制度という制度があったのを御存じですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 申し訳ございません。初めて耳にしました。

○議長（伊都堅仁君）

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君）

これは、昔食料がなかった、特に戦争のときにも食料がなくて供出米と言って、こんなことを言うと古い人間と言われるかも知れませんが、農家が作った米を全部というぐらい、ほとんど食べるものぐらい残して出せというふうなことで警察がまわってするそんな制度があったんですね。そういうふうにしなから食べるものを大事にした時代があったんですけども、その後、農家が作っていてももらう場合に、ある程度の価格を保障しないと作れないと、今なんてそんなものなくなりましたから、課長さんも御存じないぐらいそういう制度もなくなって、今1俵60キロが1万円ぐらいと言いますよね。そういうとんでもない値段になってしまっているわけですけども、当時食管制度のある時代は確か100人ぐらいの働く会社の従業員の給料をもとに計算して米の値段を決めたと、そういうふうにして高い値段を払って国は買い上げて、今度はそれを小売りの業者に安く、消費者が買えるような値段で放出すると、ですから、米は今のようスーパーで売れなくて、昔やったら塩、米、たばこ、酒というふうに決まったところしか売れなかったんですね。

そういうふうな食管制度があったんですけども、そういう値段で価格を保障する。ですから、国に対して価格の保障を申し入れるということも大事なことでないかというふうに思うんですね。

それと、昔は京都府では京都食管というふうな独自の施策で値段に上乘せすると、そういう制度があったように聞きます。町としても、何らかの形で応援をするということも含めて考えていかなきゃならんかというふうに思いますけども、整理しますと一つは国に対して農業を振興する、食料をもっと安定的に供給できるように施策を求めると、それから町としても何らかの形で農家への支援をするということについてどうかお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君）

産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君）

美濃議員の再々質問にお答えさせていただきます。

実際に米だけの話でしますと、米はもう余ってございまして100%を軽く超えております。ただ、それは、その原因というのは過去に、現在の食生活が米の主食生活のほうからパン、それから麺類、それから乳製品のみを食べたり、野菜だけの人であったり、それぞれ消費量が減ってございます。昭和37年をピークに、その当時は大人1人当たりの米の消費量は118キロ年間ございました。それが、平成30年にはもう半分以下

の53.3キログラムというふうに下がってございます。そういった中から米が余ってきている。ただ、反対にパンの需要が上がってきてございますので小麦が必要になるんですが、小麦に関しては実質品目別の食料自給率というのがございますが、小麦は14%という低い値となっております。

国のほうは、こういったことから米から穀物への転作ということを視点を置いておまして、2025年に自給率を45%という目標を示しまして、フード・アクション・ニッポンという言葉掲げまして、主食である米を中心とした国内農作物の消費拡大を図るため、民間企業、それから団体、それから行政が一体となった推進に努めるというふうにされてございます。

また、水田消費が拡大している小麦、それから豆類などの転作を支援するための水田活用直接支払交付金制度というのがございまして、そうした転作をした場合に補助金が出る仕組みまでつくってございます。

そういった中で、国のほうも動いているんですが、実質申請のほうはやはり紀美野町というのは地形的な問題があって、その農家の生産される方の収入という部分が非常に大事ですし、転作することによって当面の間収入が果樹から米に替わった場合、やはり果樹のほう収益性が高い場合はなかなかと、そういう転作というのはやってくれないというふうな部分がございますので、町としましては適地適作を基本として、農業経営支援制度、それから来年度におきましては山椒、そういった農業基盤を強化するための支援をこれからも続けてまいりたいと考えてございますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） いろいろとお考え、そしてお聞きしていただいているわけでございますけれども、先ほどに戻りますが、今のロシアのあれは、小麦はロシアが世界で1番、ウクライナが5番と、こんだけの生産量を誇っている穀倉地帯が今大変な状況になってきている。今後、温暖化でどんどんと砂漠が広がる中でそういうふうな生産量が減っていく、さらに日本では子供が減っていますけれども世界的には人口が増えている。

それからもう一つは、日本の輸入商社が経済大国日本というその金をもとによそからどんどんと買い付けたことが今はそうはできない、経済大国と言えなくなってしまった日本の状況があると、そういうふうな点から考えた場合、どんどんと米の自給が減って

きたのは小麦とかそういうものが入って来たから減ってきたのであって、そのものが入って来なくなれば当然生存していくために穀物大事になってくる。

栄養という点から考えれば、そういうふうには牛乳やあるいはそういうふうなものが必要であるか分かりませんが、生きていくそういうためのエネルギーになるのは穀物ですからそれは最低必要になってくると、ここのところのお考えについてどういうふうに押さえられているのか、そういうことについてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、米の消費が減った理由と申しますのは、忙しい社会の中で朝食がほぼパンになりました。これの大きな理由というのは、手間がかからないというところで米からパン、それからフレーク、それからもう牛乳であったりコーヒーであったりした食事に変換されているということで大学の資料のほうにも載ってございました。そういった中から、また逆に肉食が増えていると、欧風系の食事が中心となって肉の消費は日本は非常に高い、国の平均よりも上がっているというような状況でございます。

実際に穀物につきましては、やはり平地、北海道であったりそういった広大な土地で作られてるところが非常に多い、それはやはり適地適作といった部分でなっていると思います。紀美野町の山間部で小麦を作ってもそう大きく、大規模な農業というのはできないというふうになります。そうした場合、やはり転作を求めるのであれば米、水田を麦に替えたりという形になるんですが、なかなかその辺については進まないというのが現状でございます。

今後、そういった日本自体が外国から輸入する部分、経済大国という部分ではございますが、今後もそういった不足する部分はやはり輸入に頼らないといけませんし、逆に日本の農産品についても最近は特殊な品目については海外への輸出が進んでございます。そういった中で、必要な部分については今後もやはり国のほうは輸入していくものであると思っております。

ただ、そういった中で、国が自給率のほうを45%に設ける、2025年に45%まで引き上げるといったことで様々な事業を掲げて進めております。それについて、当町としましても進めるとともに、町でできる先ほどの農業の基盤強化というのを進めてまいりたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 国に対してのそういうふうな申入れについてどうであるのか、それから、ついでに申しますけれども、何遍も言っているように世界的に食料がなくなっている、エネルギー換算で言うならば今課長言われるように畜産、この餌は日本で作っていますか。そういうふうに考えた場合もっと低いんですよ、本当は。肉は確かに日本で、とりでも飼ってます。でもそれは輸入してきてますから、その辺のところの平均していったら本当はエネルギー換算のもとになるものは日本にないですからもっと下がるんですよ。

そういうふうな状況の中で、今、何遍も言わなきゃならんのか知りませんが、紛争、あるいは気候変動、それから日本に金がなくなっている問題等々を考えれば、その大事な基本になる穀物がなくなってくる、せめて少しでも日本で、また我が町でもそういうことを進めていくことが必要ではないか、またさらに国に対して物申していかなければならないのは必要ではないかということについて再度お聞きしておきたい思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

国に対してまず申し入れるべきではないかという点でございますが、実際その国のほうでは計画書がつけられております。そういった計画に基づいて町もそれに沿って事業を進めてまいりたい、それから町としましては独自にそういった経営支援などの事業を進めてまいって農業基盤を強化していくというふうに進めたいと考えてございます。

それから、先ほどの飼料米の話でございますが、ちょっと私の記憶のほうでは日本では37%の中の牛等の飼料については外国から入れて、それから肉としてカロリー計算にされております。ただ、農林水産省のほうではその分は減少させた数字を活用しているというふうに私は理解しておりますので、その分はちょっとまた今後調べてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 国に対して、国はそんだけしかやってないことでそのために今食料の自給率が下がっているわけでしょう。もう何遍も、今言われた45%、もっと高い数字を初め言ってたんですよ、自民党も。それが実際うまくいかんからこ

の４５まで下がってきているわけですけど、これが今の国の状態じゃありませんか。

それから、先ほど直接払いの話もございましたけれども、今の直接払いにして田んぼから畑に変えているところ、５年に一遍は水入れよと、こうせんかったら補助金出さんということになったんですよ、御存じないですか。こういうふうに今国はやっているのは、決して農家を奨励するというふうには言えないと思うんです。ですから、食料の観点から見ても国に対してもっと支援をするための要請をするべきではないかということについてどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 国に対してですが、今後そういった機会があったら話をした上で申し上げていきたいとは考えてございます。ただ、国のほうの施策について、今後も町のほうでできる分、それから強化してまいりたいと思ってございます。

それから、先ほどの５年に一度水を入れるという部分は、美濃議員おっしゃるとおり、水田活用の直接支払交付金は５年間水をはらずに放置、荒廃した水田に、そこに豆などの穀物を植えた場合、この水田の補助金の対象外になるということでございます。

水田活用の直接支払交付金という事業は、米余りの状況を他の穀物に転作するために対しての支援制度でございまして、これは紀美野町では、令和３年度では１万８００アール、米から大豆に７４アール、それから野菜には３９２アール、それから花木・花卉には３２１アール、果樹には５４アールの転作に對しまして作られているのは３１人です。その方に対して支援を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） もう最終ですね。

町長どうですか、今やっている国の施策というのはそういうふうに米１俵１万円というんでしょう。そんなものでやっていけることないというふうに思います。やはり、食料増産というふうなことをもっと考えて農業を重視する、昔の食糧制度というふうなことまでもいきませんけれども、何してももう少し支援をするために要請するべきかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

議員心配していただいているのは大変ありがたいなというふうに思っております。紀

美野町の基幹産業というのは皆さん御承知のとおり農業である。その農業で皆さんがどれだけ収入を上げておられるかということが大事なことであって、その整備のための補助金というは町独自でずっとやってきた経緯もありますし、先ほど課長が申したように、山椒というのは値段も高く皆さんの生産意欲を助長しているけれどなかなか苗が手に入らないということで、令和４年度からは苗の購入補助も進めていこうということでどんどん応援していくというのは町のスタンスであります。

課長が答弁したように、紀美野町というこの地形における適地適作というのはこれは当然のことであろうと思います。紀美野町に全く適していないものというのはちょっと論外かなと思いますので、適地適作を進めていくというのは大事なことでありますし、特に議員が心配されているように今ロシアとウクライナの大きな侵攻におけるそういった小麦が大変少なくなってきた、それが日本の食産業にも影響があるんじゃないかということの中で、穀物を進めていったらいいんじゃないかなというふうにおっしゃってくれてると思いますけれども、それは適地適作ということが一つあるということで御理解いただきたい。

町から国に働きかけていくというのは当然ながら、それは必要があれば町とすれば紀美野町単独だけではなくて県下全域、そしてまた県に対して要望して、県から国に申入れをしていただくとそういったことになっていくんかなとは思いますが、そこらについては庁内でもしっかりと研究・検討していきたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、美濃良和君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時４９分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５９分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、１番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（１番 桐山尚己君 登壇）

○１番（桐山尚己君） まず最初に、これまで新型コロナウイルス感染症でお亡く

なりになった方々及びコロナワクチン接種後にお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りするとともに、コロナ後遺症、そしてコロナワクチン後遺症で苦しんでいらっしゃる方々に心よりお見舞い申し上げます。

では、2点質問いたします。

まず、これからの教育についてであります。

高度成長期以来、長年我が国が形成してきた学歴社会という社会の一形態は徐々に崩れつつあります。この学歴社会、学歴偏重社会といってもよいかと思いますが、この根幹をなしていた詰め込み教育を是正すべく、文部科学省はゆとり教育なるものを採用しました。しかしながら、国際的な学力順位が低下すると今度は脱ゆとり教育にかじを切るなど、我が国の教育行政は迷走を続けてきたと言えます。

そのような中、これからの教育、幼児教育・初等教育・中等教育全般、これからの教育のあるべき姿とはどのようなものなのでしょうか。現在、国が示している方向性、そして紀美野町としての力の入れどころを問うものであります。

次に、コロナ対策と子供のワクチン接種についてです。

新型コロナウイルスの感染が世界中で広がり始めてはや2年が経過しました。その間、ウイルスはどんどん変異を繰り返し、現在主流となっているオミクロン株は既に弱毒化していることが各種データからも確認できます。ウイルス出現当初から、欧米各国と比べ桁違いに感染者数も死者数も少ない日本において、これまで行ってきたコロナ対策は果たして有効であったのかどうか。そして、弱毒化しているオミクロン株への対策として今般、5歳から11歳までの幼児・児童、小児へのコロナワクチン接種が始まろうとしているわけではありますが、我が子にワクチンを接種させたほうがいいのか、あるいはさせないほうがいいのか、迷っていらっしゃる保護者の方々は非常に多いと推察いたします。

この小児へのコロナワクチン接種については、リスクとベネフィット、つまりデメリットとメリットをてんびんにかけて相当慎重な判断を下す必要があると思われますが、これらについて行政トップの見解を問うものであります。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、桐山尚己議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 桐山議員の1番目の「これからの教育について」お答えさせていただきます。

学校教育は、文部科学省が告示する学習指導要領に基づいて行われています。学習指導要領は、子供たちの実態や時代の変化、社会の要請などを踏まえ、約10年ごとに改訂されてきています。今回の改訂による新しい学習指導要領に基づく教育課程は、小学校は令和2年度から、中学校は今年度からスタートしています。

前回の改訂から世の中はグローバル化によって多様化した上、急速な情報化や技術革新で生活や社会全体までも劇的に変化しました。そして、コロナ禍でも痛感したように、予測困難な時代を迎えています。今回、そんな時代を生き抜く子供たちにとって何が必要かをテーマに、生きる力をバランスよく育ていく観点から見直しが行われました。

そのテーマに沿って、今回改訂された学習指導要領では、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮することで、よりよい社会や幸せな人生を創り出していけるような力をつけることを目指しています。

紀美野町では、国が目指す方向にのっとして「かなえたい夢を持ち新しい自分を発見し、挑戦する心を育成する」を教育の基本目標に掲げ、学校教育基本方針を作成しております。

これにつきましては、毎年4月に校長会で説明し、町内の全教職員へ配付し、周知徹底をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは私から、桐山議員の2つ目の御質問「コロナ対策と子供のワクチン接種について」お答えします。

まず、新型コロナウイルスの感染予防対策におかれましては、議員の皆様をはじめ、住民の皆様に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況につきましては、全国的に第6波のピークを越えたと言われていますが、減少のペースは緩やかで、県内でも多くの陽性者が確認され、依然として厳しい感染状況が続いております。

和歌山県では、まん延防止等重点措置が昨日３月７日に解除されましたが、引き続き、基本的な感染予防対策である３密、密集・密接・密閉の回避、マスクの着用、手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒をお願いいたします。

紀美野町での３回目のコロナワクチン接種は、１月２１日より実施し、３月３日現在の接種率は３８．９％となっています。

さて、国が行ってきたコロナ対策については、専門的な観点から分析・検証を踏まえ、感染対策を講じていただいていると考えております。引き続き、県と情報共有を図りながら、感染拡大の防止を図ってまいります。

５歳から１１歳のお子さんを対象としたワクチン接種については、国内におけるお子さんの新型コロナウイルス感染状況においては、中等症や重症例が確認されております。特に、重症化リスクの高い基礎疾患を有するお子さんに対して接種の機会を提供することが望ましいと考えられております。

しかしながら、この年齢層への接種の安全性やワクチンの効果などに関する情報やデータがそろっておらず、予防接種法上の努力義務の適用は見送られています。

紀美野町においては、対象となる約３００名の方に３月１日に接種案内を発送いたしましたが、このような状況の中、保護者の方においては判断に迷われる方も多いと思われます。接種案内には、同封している予防接種の効果と副反応のリスクについての参考資料をよく読んでいただき、かかりつけ医などに十分に相談するなどして、接種するかどうか判断していただくよう御案内させていただいたところです。

接種会場についても、町内には小児科がなく、接種時の副反応に対応可能な医療体制の確保が困難であることから、海南市に御協力いただき、海南市の医療機関で実施することといたしました。

ワクチン接種についての相談対応など、今後も丁寧に努めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより、２回目以降の質問は、演台にて、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

１番、桐山尚己君。

○１番（桐山尚己君） では、まず第１点目の、これからの教育についてであります。

すが、先ほど教育課長御答弁いただきました。ありがとうございます。

生きる力をバランスよく育てていくということでありまして、私も大変その理念には賛同しております。文部科学省が新しい学習指導要領という形でこういったことを採用され、それに基づいて我が紀美野町が教育行政を推し進めていただいているということに大変感謝し、またサポートしていきたいというふうに思っております。

それで一つ、先ほど教育課長が紀美野町として、かなえたい夢の実現であるとか、新しい自分の発見であるとか、挑戦する心であるとかそういったものを育んでいくという、これを町の職員にもしっかりと周知しているという御答弁ありましたが、町の職員はもちろんのことですけれども、毎年入学されてくるお子さんたちの保護者に対してはこういったことをちゃんと御説明、納得いただいているのかどうか、これについてお答えください。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 桐山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほども申し上げましたが、学校教育基本方針というのを4月に入りまして校長会通じて各教職員のほうには届くような形にしております。学校のほうもその内容につきまして、それぞれ独自でスクールプランなりを立てて、その教育目標を共通化するということで、また保護者の方にも説明する機会を設けて進めているというようなところが今の現状になってございます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） この紀美野町独自のかなえたい夢の実現、新しい自分の発見、挑戦する心というものは、別の言葉で言い表すと非認知能力というふうに言われると思います。一つ、この生きる力、非認知能力を育てる教育というのは、他国でも既に実施をされておりますので御紹介いたします。

元国連職員の谷本真由美さんは、その著書「世界のニュースを日本人は何も知らない」、この著書の中で『近年ほかの国では成功にとって必要なのは詰め込み型の勉強ではなく、非認知能力だ』という考えが一般的になりつつあります。非認知能力とは、他人の気持ちを酌んだり、人の境遇や気持ちに共感したり、異なる価値観を柔軟に受け止めたり、我慢をしたり、他人に譲ったり等々、生きていく上で必要な社会的スキルのことを言います。また、時間を管理する能力や自己に対する動機づけ、失敗から立ち上がる

強さ、芸術作品や自然を見て湧き上がる感動など、主に感情面や情緒面での感性や能力も非認知能力です。激しい詰め込み型教育で知られてきた中国人でさえも、昨今では試験や習い事の結果よりも体験を重視する親が増えてきています。』このように述べておられます。

また、『ノーベル経済学賞の受賞者であるシカゴ大学のジェームズ・ヘックマン教授が、IQ（知能指数）偏重の理論に大きな疑問を持つようになり、アメリカ国内で大規模な調査を行ったところ、子供たちの学力を向上させ、輝く将来を想像するのは詰め込み教育ではなく、非認知能力だということが分かったのです。』とこのように述べておられます。まさに、文部科学省が主眼に置く生きる力を育むことというところと共通しているわけであります。これは、私の27年間のビジネスマンとしての経験からも、社会では学力オンリーでは駄目で、その土台として非認知能力が求められることを痛感してきております。

そこで、一つ提案があるんですけども、この生きる力、非認知能力を育む教育をしている学校というのが紀美野町にあります。皆さんもよく御存じのりら創造芸術高等学校です。歌やダンス、演劇、創作活動から、日本の伝統芸能まで、芸術を核とした体験型教育で生きる底力を身につけると公言されております。紀美野町での十数年の様々な活動や県への貢献を評価され、昨年、山上校長が和歌山県知事表彰を受けるまでの存在になりました。

りらと町内の園児・児童・生徒との交流はこれまで全くないというふうに私は認識しております。りらの存在が紀美野町を活性化し、紀美野ブランドの向上に貢献してくれていることは間違いありませんが、町としては、学校の土地や校舎を無償で貸与していることなどを考えれば、もっと町に貢献していただいてもよいのではないのでしょうか。りらの生徒のパフォーマンスを実際に子供たちに見てもらったり、何か一緒に取り組んだり、非認知能力を高めるこの交流ができるのではないのでしょうか。もちろん相手のあることですから、先方の了解が必要になってきますけれども、こうした紀美野ならではの非認知能力を高める教育というのはほかの自治体ではまねのできないものであると思います。これこそ町長が推し進めていこうとする子育てのまちづくりに資するものではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 今、桐山議員さんのおっしゃるりらとの交流が必要では

ないか、それによって非認知能力、生きる力を育成できるんじゃないかとそういうお話だったと思います。

おっしゃるようになりら創造芸術高等学校は県下でも非常に独創的な教育をされていて、それは舞台芸術とかいろんな芸術を通して生きる力を育んでいくという基本理念に基づいて教育をされています。せっかく町内にそういった特徴のある学校があるので、いろんな交流をしながらいくというのは議員おっしゃるように非常に大事なことだというふうに考えています。

一時期、中学校と高等学校の交流ということで、紀美野町の未来を考えるということで大学生も含めてそういうパネルディスカッションというのかな、座談会を行ったことがあります、それ以降なかなか続いていないのが現状です。

今、町内の小中学校とりらとの交流というのは、例えば運動会のあるときに行うダンスの指導であるとか、そういったことを中心としてされているわけですが、もっと生きる力という面から考えた交流というのも大事じゃないかというふうに思っています。

そういう意味から、今年度、町内の小中の学校の校長会にりらの校長先生もお招きして、交流の話とか、もっと交流しようよというそういう呼びかけもしていただきました。学校の中でのいろんな教育課程がもう年間を通じて決まっている中で、なかなかそれをうまく消化できていない。で、今コロナ禍の中でなかなかお互いの交流もできていない中で難しい状況ではあると思うんですけれども、そういった町内、りらだけでなく大成校舎もあるし、美里分校もあるし、慶風高等学校もあるしいろいろあります。そういった機会があれば交流していくということが非常に大事だというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 今、教育長御答弁いただいたように、まさにりらと町内のこども園や小学校や中学校の園児・児童・生徒だけではなくて、大成校舎の生徒であるとか、美里分校の生徒であるとか、慶風高校の生徒であるとか、そういった児童・生徒・園児全てが交流してお互いが全く新しい存在と触れ合うことで、しかも新しい体験をしてこの生きる力というものを育てていくということになれば、紀美野町としての魅力というのはものすごく増すと思うんですね。紀美野町であんな教育してるよということで必ず注目を浴びるようになると思うんですよ。しかも、これは文部科学省が推奨しているこの理念にのっとってやることになるわけですから、これ以上、私はいい環境に

他の自治体はないんじゃないかと思うんですね。

我々紀美野町が現在置かれているこの絶好の条件をぜひとも、コロナ禍というのはありますけれども、コロナの状況も大分収まってきてますので、早くそういういろんな制限を外してそういった交流をしていただきたいなというふうに思います。

もう一つ申し上げておきたいのは、これまでの詰め込み型教育というのはI Q偏重ということで、学力をとにかく高めてということで、昔からよく言うのは健全な競争ということで言ってきたわけですが、学力を追求していくとどうしても他人との比較になるわけですね。それで、最終的には競争になるわけです。でも、この生きる力を育むというその理念の奥には、競争ではなくてお互いがお互いの個性を認め合って、それぞれの役割分担みたいなものを見つけて、それぞれが協力し合って、協調して、補完関係をつくって、みんなで一緒につくり上げていくと、そういう方向性が見いだせるんじゃないかと思うんです。そういった意義、そういったものを子供たちにも教えてあげながらぜひそういう方向性でいっていただきたいなと、さらに保護者の方にもぜひそういうことを御理解いただいた上でやっていっていただきたいなというふうに思います。

教育の件に関してはこれだけです。

次に行きます。

では、次にコロナ対策と子供のワクチン接種について再質問いたします。

まず、各種コロナ対策に関しては、以前議会でも御指摘したことを含めて、私にとってはおかしなところがすごくたくさんあるんですね。

まず、PCR検査というのは、この検査の開発者自身が感染症の診断への適応というのはふさわしくないというふうに言っているわけです。それを裏づけるように、厚生労働省はPCR検査で新型コロナとインフルエンザを区別できないというふうに認めているわけですね。さらには、タンザニアでパパイア、ヤギ、ウズラ、自動車オイル、こういったものでもPCR陽性だという結果が過去に出てきております。

これに加えて、PCR陽性というのが即感染というふうには言えないはずなのに、陽性イコール感染という扱いをマスコミがしているわけです。

これに加えて、どのような原因で亡くなった場合でも、PCR検査で陽性が出れば全てコロナ死であるとそういうふうに報告させるようにしているわけですね、厚生労働省は。つまり、これはコロナ感染者もコロナ死者もその実態というのは実は見えていないと、我々は。こういうことなんですね。これについては、当局はどのように認識されて

いますでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、桐山議員の御質問にお答えします。

まず1点目のPCR検査については、コロナが感染している状況におかれましては、その検査の結果が全てコロナであるかどうか判断つきにくいということは確かにあるかも知りませんが、今の検査体制の中では、一番PCR検査が適切であるので国としてはその検査方法を用いて感染しているかどうかというのを検査している状況ですので、今の検査体制での一番の適正をもって検査していると考えております。

それから、どんな死亡でも陽性者であればコロナとして死亡しているということなんですが、いろんな死亡の状況にはコロナだけではない可能性も確かにあるんですけども、今の国のほうでの報告についてはそのような取扱いをしてるということで、今後はそういうところで検討されるのかも分かりませんが、その辺りについてはちょっと私のほうでは理解していないところです。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ただいま保健福祉課長御回答いただきましたけれども、PCR検査が現状況下では最も適切であるという言葉をお使いになりましたけれども、先ほど私が申し上げた内容からすれば、適切という言葉は適切ではなくて、最もましであるとそういうふうな言葉のほうの方が妥当ではないのかなというふうに私は思います。つまり、ぴったりとはまったちゃんとした検査方法がなくて、その中で最もましなもの、全然違うものも、インフルエンザであろうがパパイアであろうが車のオイルであろうがいろんなものを引っかけてきてしまうものだけでも、現状下では最もましだよという認識が適切な言い方だと思います。

次に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置ですけれども、これまで何度もこれらで感染を抑制しようとしてきましたけれども、その発動に関係なく感染の波が繰り返されてきたこと、京都大学の藤井聡教授は、これらの措置と感染の波の関係性が薄いこと及び厚生労働省の統計上の主張の誤りなどを指摘されております。

こうした不適切な対応により、日本全体の経済活動が大きく影響を受け、観光業や飲食業など特定の業界や非正規雇用労働者など弱者が極めて大きな打撃を受けることになりました。これにより、日本全体の貧困化が一層進み、外資による中小企業の買収や土

地の買収も進行しているようであります。これは、安全保障上もゆゆしき事態だと言えます。

次に、小児のワクチン接種について伺います。

先ほどの御答弁では、当町の対象の小児は300名ということでありました。この300名の小児、あるいは一義的には保護者の方々に対するインフォームド・コンセントについてお伺いいたします。

インフォームド・コンセントというのは、インフォームド、つまり判断に必要な情報を肯定的なものも否定的なものもバランスよく提供された上で、その治療に対しコンセント、同意するというものであります。

今回の5歳から11歳の小児の新型コロナワクチン接種に当たり、どのような形でインフォームド・コンセントがなされているのか、あるいはなされるのか、その内容について改めてお伺いいたします。できる限り具体的に教えていただければと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 5歳から11歳のお子様への接種案内について、インフォームド・コンセントはどのように取り扱っているかという御質問なんですけれども、先ほど答弁でもさせていただいたんですけれども、コロナワクチン接種についてのリスクについても、長所と短所についても、しっかり御案内しているところです。ただし、その接種案内については、国からの厚生労働省からの通知、それから日本小児科学会からの案内ということも含めて案内をさせていただいてるところです。

しかしながら、その資料をもってもなかなか判断つきづらいという親御さんもいらっしゃるかと思います。その方については、しっかりとかかりつけ医であるとか、接種時の接種医にきちんと確認を取っていただいて、不安を解消していただいて接種していただきたいと考えております。

桐山議員が言われている、デメリットであるとかメリットであるとかそういう部分については、できる限り案内はさせていただいていると思うんですけれども、細かいところについてはどうしてもそのような相談をかかりつけ医であるとか、コロナワクチン対策室のほうへ相談をしていただいて、詳しく聞いていただけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） このインフォームド・コンセントというのは非常に大事な

ものであります。特に、このコロナ禍で新型コロナウイルスワクチンというこれまでになかった全く新しいタイプのワクチンを、しかも5歳から11歳という小児に接種させると、これに当たって保護者の方は本当にきちんとした情報提供を受けたいというふうに思っているはずですよ。ですから、先ほど保健福祉課長おっしゃいましたけれども、対策室のほうであったり、かかりつけ医、もしくは実際に現場で打っていただく小児科医にちゃんとインフォームド・コンセントをしていただかなければならないわけですが、その体制というのはしっかり整っているのでしょうか。インフォームド・コンセントということで説明をする側の知識というのは十分に備えられているのでしょうか。この辺りを確認させてください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 桐山議員の御質問にお答えさせていただきます。

5歳から11歳のお子様へのコロナワクチン接種については、我々は12歳以上の方と大きく慎重に対応してきております。3月1日に300名の保護者の方に送った接種券の案内の中に、先ほど課長申しましたように、町で作成しました新型コロナウイルスワクチン接種小児用についてのお知らせ、こういったものともう一つは、これは日本小児科学会予防接種感染症対策委員会の発行しているこういった資料も町独自で同封して御案内をしております。

まず、お知らせの中へは、5歳から11歳のお子様もワクチン接種を受けられるようになりましたと、しかしこの年齢層への接種の安全性やワクチンの効果などに関する十分な情報やデータがそろっておらず、予防接種法上の努力義務の適用は見送られていますということも保護者の方にお知らせをしております。

ワクチン接種に当たっては、資料として同封している厚労省発行の新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ、そして、また先ほど見ていただいた日本小児科学会の考え方ということでこれは何を書いているかといえ、**「感染状況とワクチンに関する知見」と「ワクチン接種の考え方」**ということを5歳から11歳小児へのワクチン接種についての考え方というものがこの資料にまとめられていると、これも同封して送っております。

さらに、課長も先ほど答弁申しましたけれども、それまでは紀美野町は集団接種と個別という二本立てでやってきました。でも、今回は5歳から11歳のお子さんに関しては集団接種というのは見送りまして、海南と合同で海南市内にある小児科等で受けても

らえるような体制で今臨んでいるところでありますので、保護者の方はコールセンターで希望があれば申し込んでいただけるというような形になっております。県内の状況を見れば、集団をすることもありますが、個別だけとする市町村もある。そんな中で当町は集団は見送って、個別を進めていきたいというふうに思っておるところであります。

こういった5歳から11歳の子供さんのワクチン接種について、県の考え方というのも一度確認したくて確認もいたしました。県とすれば、これは厚労省から出てるいろんな資料に基づいてというようなそんなスタンスであったと聞いておりますし、さらにかかりつけ医と十分に相談して判断してほしいというような見解であるというふうに伺っております。

私たちは、国が発行している厚労省が発行しているそういった資料に基づいて、それを保護者の方に分かりやすく提示していただいて、さらにその上でかかりつけ医なりに相談するなどして慎重な判断をしていただきたいということを御案内しておりまして、町とすればそれができる範囲、精いっぱいのことではないかなというふうに考えております。1日に発送しておりますので、その発送の接種券をいただいてきつとまた保健福祉課へも相談があるかとは思いますが、そういった折に丁寧な対応で、慎重な判断をお願いしますというような形での対応をするようにしておりますので、そういうことが今の町の取組でありますので御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ただいま町長はかかりつけ医の方にしっかりと御説明いただくということでありましたが、そのかかりつけ医によって持っている知識、情報は違うわけですね。それは、皆さんが共通してこれだけの情報を共有して、こういうことは最低言わなきゃいけないねというようなことをされてるかというとされてないと思うんですよ。ですから、そのかかりつけ医の方が自分はある程度よく分からないよと、だから厚生労働省から下りてきた情報を取りあえず言っておけばいいなとかかりつけ医さんもいらっしゃるかもしれない。もしくは、もっと真剣になっていろいろ調べて、こうこうこういうリスク、危険性もありますよということを言っただけのお医者さんもいらっしゃるかもしれない。人によって説明が変わってくるということではこれは私はまずいんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えをいたします。

議員おっしゃるかかりつけ医、いろいろ詳しい人からそうでない人もいるかも知らないというふうにおっしゃられておりますけれども、我々とすればやはり医師であるかかりつけ医の先生方に相談してしてもらおうそれがベストであろうと思います。

さらにその上で、実際の接種については小児科医の先生に接種してもらおうということになっておりますので、心配があればその折にもその先生にも相談されるのではないかなというふうに思っております。我々は医師ではないので、そこから先のところについては分からない部分はたくさんありますけれども、やはり先生方を信頼して進めていただくというのがベストではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 今私が持っているこの資料というのは、米国の CDC、疾病予防管理センター、国の機関ですね、こちらが出されたデータをまとめられたものです。これによりますと、集計期間が 2021 年 11 月 3 日から 12 月 19 日まで約 1 か月半ですね、この 1 か月半の間に米国による子供 5 歳から 11 歳のメッセンジャー RNA ワクチンの副反応調査ということでファイザーを対象に 1 回目、2 回目とあるんですけれども、2 回目まで済んだお子さんのこの調査の対象の総数が 2 万 9,899 名で、このうちどれぐらいの割合のお子さんがどのような副反応等の有害事象があったのかということがまとまっているわけですが、そこで看過できない箇所があるんです。

実に 7.4%のお子さんが日常生活に支障を来していると、さらに 10.9%のお子さんが登校できない、そういう結果が上がってきております。これは、ずっとこの 2 年間全く新しいものを我々は試してきて、当初は分からなかったものが徐々に徐々に見えてくるわけですね。その見えてきたものの一部がこれなわけです。

こういったものが一応日本でも今手に入っているわけですね。私からしたら、日常生活に支障を来す割合が 7.4%とか、登校できない割合が 10.9%とか、そういう割合で自分の子供や孫を接種させようというふうに思えるのかどうかというところなんです。こういうデータはかかりつけ医の方や町の相談センターのようなところは提供してくださるのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど私が皆さんに示させていただいた日本小児科学会予防接種感染症対策委員会の

これの5歳から11歳児への新型コロナワクチン接種に対する考え方というのをお示ししましたけども、これの根底にあるのは、先ほど議員が言われましたアメリカにおける11月の3日から12月19日のそのデータを基にこれが作られているというふうに書いています。実際に、接種されたのは約870万回、870万回のファイザー社のワクチンがその11月3日から12月19日までに5歳から11歳の小児に接種されたと、そのデータを基に日本小児科学会感染症対策委員会は考え方をまとめているということで、今おっしゃられているそういった、例えば登校できない率は10.9%というのは2万9,899名の中にあつたというのも当然その小児科学会は承知した上での判断であるというふうに考えております。

もともとは、今言われたようにアメリカのほうで接種されたそのデータを基に厚労省も5歳から11歳のワクチン接種を進めるというふうに判断されたと同時に、日本小児科学会の感染症委員会もアメリカでのそのデータを基に考え方をまとめられるということですので、それは、今議員が言われている2万9,899名というのは、870万人のうちの自発的な健康調査、状況調査に答えられた方々の反応であるというふうに私は認識しておりますので、小児科学会のほうもそういったアメリカでの接種を基に大丈夫だというふうに判断されて進んでいっているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 小児科学会の最終的な判断を保護者の方々がもらうのと、このもともとのデータそのものをもらうのとではまた随分違ってくるんじゃないかと思うんですね。こうこうこういうデータを基に小児科学会はこういう判断をいたしました、5歳から11歳のお子さんたちへの接種を推奨いたしますということで本来は私はあるべきじゃないかと思うんですけども、このデータを小児科学会は見ましたよと、これを見て我々こういうふうに判断しましたというその結果だけをもらったら親御さんたちは、保護者の方々は、ああそうかと、小児科学会が判断してくれたんだから大丈夫だろうというふうに思うんじゃないかと思うんですね。でも、私はこのデータを見たらちょっとそんな打たせられないです、自分の身内を。そういうところがすごく私は怖いなというふうに思っているわけです。

一つ、小児科学会が推奨するという過程の中でベースにされたものというのはいろいろあると思うんですけども、今、私が持っているのは大阪府の泉大津市の南出市長、

行政のトップですね、南出市長からいただいたデータなんですけれども、これは第76回厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）の資料から抜粋されているんですけれども、これまでワクチン接種後に重篤な反応や死亡がそれぞれの年代でどれだけあったのか、またそれぞれの年代でコロナ死亡者がどれだけあったのかということで、10歳未満については皆さん御存じのように亡くなった方は1人もいらっしゃいません。ワクチン接種に関してはまだ進んでないですからデータはないです。10代については、コロナ死者に関してはこの時点で4名、今は5名になっているというふうに聞くんなんですけれども、この時点で4名、ワクチン接種後の死者に関しては5名、因果関係は認められないということになっているかと思いますけれども、ワクチン接種後に亡くなった10代の方は5名、さらにワクチン接種後の重篤な副反応の例が398例あるんですね。この10代の新型コロナで亡くなった4名のうち3名は基礎疾患をお持ちの方であったと、残りの1名は先ほどPCRのところでも申し上げましたけれども、交通事故死であったと、交通事故で亡くなったけれどもPCR陽性が出たんでコロナ死として報告が上がっていると、こういうものなんですよ。

こういうこのデータから、本当に小児科学会はリスクのほとんどない小児に対して推奨しますというふうにどうやって結論出したのかと私は個人的に思うわけですが、それに対して1地方自治体の執行部をとにかく言うというつもりはありませんけれども、その根本的なところで何かおかしいんじゃないのかなというふうにこういったデータから読み解くと思わざる得ないわけですね。

町長、こういった判断に関してなかなか個人的な意見というのはお話しにくいかなと思うんですけれどもいかがですか。ちょっと疑義を差し挟むようなところはないですか。こういう状況下であれば接種をする、接種をしない、もしくはしばらく待つという第三の選択肢もあると思うんですけれども、そういう決めかねるのであれば、取りあえず今は待ってもいいんじゃないのというようなことを保護者の方に行政として発信してもいいんじゃないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えをいたします。

先ほどの日本小児科学会の感染症対策委員会のワクチン接種に対する考え方の中で、これを推奨しているわけでも何でもありません。単に、単にと言ったらおかしいですけども小児科学会の考え方をこのペーパーにまとめられておりまして、だから推奨すると

かというものではないということをまず御理解いただきたいと思います。

保護者の方々への御案内でも、だから町とすれば推奨するとかというのは全くそういったものではなくて、大事なところはただよく分かってない部分がありますということをもまず前置きで皆さんにお知らせして、情報やデータがそろっておりません、ですから努力義務の適用はないんですよということをまずだから前段でお示しした上で、でも接種をするかせんかの判断は最終的には保護者がしなければならないということでありますので、判断をするに当たっては十分うちから送らせてもらった資料を読んでください、さらにかかりつけ医などにも相談していただいて慎重な判断をしてくださいというふうに通知をしております。

その中で、今議員も言われたように、選択肢は3つあって、する、しない、様子を見るとそういった選択肢を、様子を見ようという判断される保護者の方もきっといらっしゃると思います。保護者の方々にもそれぞれの家庭家庭の御事情もあるかも分かりません。ですから、それは保護者に判断していただいて、しばらく様子見ようかなというふうな判断もされる方も当然いらっしゃると思います。しかしながら、やはり打つといたほうが、例えばもっと小さい子がいてるからうつらないように打ったほうがええんかなと思うそんな判断をされる保護者もひょっとしたらいらっしゃるかも分かりません。これについては、それぞれの保護者が保護者の置かれている立場でいろいろ最終的に判断をしていただいて決めていただくそういう形になっていくんだろうなというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 確かに町長のおっしゃるとおり、基本的には、最終的には保護者の方が御自身の状況の中でベストな選択をしていただくということになるかと思えますけれども、それは、先ほどから何度も申し上げてるとおり、インフォームド・コンセントという考え方がしっかり成立している限りにおいてであると私は思うんですね。必要な情報がちゃんと手元に届いていない状況で保護者の方が判断された場合、あとになって取り返しがつかないということもあり得るわけですよ。

例えば、先ほど大阪府泉大津市の南出市長のお話をしましたけれども、我々、南出市長含めてネットでの勉強会をさせていただきました。南出市長がおっしゃってるような内容を御紹介しますね。これは、泉大津市での議会内での発言ですから、ネットでも皆

さん見られると思います。この先ほどの調査結果に対して南出市長は、おかしくないかと、こんな状況からは接種をする合理性が見いだせないというふうにはっきりおっしゃってます。保護者の方々には極めて慎重に判断していただきたい、お医者さんにもたくさんこういうことを言っている人がいるんだと、お医者さんもいろいろ警告を鳴らしていっぱいお医者さんいっぱいいるんですよ。

そして、南出市長はコロナワクチン後遺症で苦しんでいらっしゃるお子さんや親御さんにたくさん会われたそうです、実際。保護者の方は、国が打て打てというから信じて打ったらこんな事になって家族が崩壊しそうになっているといった声を多く聞かれています。髪の毛が抜ける、胸が痛い、日常生活に戻れない、歩行障害、こんな子が全国にいっぱいいると。泉大津市でも熱、頭痛が続いて2か月間学校に行けない子もいると。そして親御さんはこういうふうにおっしゃったそうです。こんなこと知ってたら、何で行政はもっとリスク情報を知らせてくれないんですかと、医療機関をたらい回しにされて泣き寝入り状態で南出市長のところに來られたと、他のまちからもいっぱいこうした方々が南出市長のところにいらっしゃっているようです。

さらに、鎌倉市議会議員の長嶋竜弘さんという方がいらっしゃいます。長嶋さんが鎌倉市で接種後亡くなった10代の御遺族から託されたメッセージということで、鎌倉市議内で紹介された内容です。この方のお子さんはワクチン接種後約4時間後に亡くなったと。私の大切な大切な子供はワクチン接種数時間後あまりにも突然変わり果てた姿となり旅立ってしまいました。あれから何もかも信頼できず、他人の声も入ってこず、悲しく、苦しく、情けなく、もがき続けながら日々を生きています。どうか正しい情報を広く発信し、せめて未来ある若者の命、健康な体を守ってください。自分の子供の命に代えて、被害を受けなくてよいはずの多くの若者の命と健康な心身を守っていただきたい、ただそれだけです。この親御さんは、何が何でも子供たちの接種は中止してください、これ以上未来ある子供たちに被害を与えないでください、このように訴えていらっしゃいます。

こういったことはテレビでは報道はされないと思います。でも、いっぱいこういう後遺症を抱えた方がいらっしゃるということなんですよ。

もう一つだけ紹介させてください。これは、兵庫県尼崎市の長尾和宏医師、テレビにも結構出ていらっしゃるような方なのでよく皆さんも御存じかも知れませんが、この方が「ワクチン後遺症」というタイトルの記録映像を国会で議員対象に見てもらっ

たそうです。当日の参加者は秘書、メディアも入れて60人程度だったそうですが、このワクチン後遺症の記録映像を見た国会議員はびっくりしたと、知らなかったと、えらいことになってますねと、初めて知りましたと、皆さん絶句されたそうです。私は、この映画の内容は見てないので分からないんですけども、こういうふうにおっしゃってたそうです。国会議員に情報が全く届いていないと、厚生労働省から長尾医師の言っていることはデマだというふうにも言われているということをほかの第三者から聞かれたというふうにおっしゃってます。これが事実としたらこれとんでもない社会に今なっているわけですよ。我々は何を信用したらいいのかと、本当に国の言うこと、かかりつけ医の言うことを100%信じて子供にワクチンを打たせてしまっているのかどうか。

先ほどの遺族の方の悲痛な声を、皆さん本当に胸に焼き付けておいていただけますか。もう今紀美野町、子供たちのワクチン接種が海南で始まるわけですよ。始まっているわけですよ。私の願いは、私が今日申し上げたような情報を少しでも皆さんの周りの方々に広めていただきたい、そして少しでも多くの保護者の方に決断をされる前にそういう情報を知っていただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員おっしゃられることも十分理解しております。その辺りについて、やはりコロナワクチンの対策室としてしっかりと情報を、それから相談をきちんと聞いて、保護者、それから皆さんに寄り添う必要が、やっぱりきちんと対応していくということを徹底していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、桐山尚己君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時09分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時25分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、3番、藤井基彰君の一般質問を許可します。

（3番 藤井基彰君 登壇）

○3番（藤井基彰君） それでは、質問いたします。

町の危機管理と情報発信、並びにDXについてお伺いします。

この3点は全て危機管理に入ると思うので、できれば総合的に質問して答弁をいただきたいのですが、形式上分けて御質問します。

まず1番目の危機管理の中で、昨年6月定例会で質問いたしました自然災害の対応について、その後の町の取組を改めてお伺いします。

自然災害の中でも、最近の気候変動などを受けて、一番身近に感じるのは大雨や台風であると思っています。山あいの川に沿って、背に山を抱え、少ない平地部分に住居が多い当町では、大雨による川の氾濫と山の土砂災害が最大の不安だと思っています。

町では、ハザードマップを作成して注意を呼びかけていますが、昨年の6月の一般質問で、ハザードマップで雨や洪水の浸水の危険があるということから、従来の避難場所が使えなくなった施設が13か所、未調査施設が10か所あり、地区の住民は不安であることを訴えました。答弁では、区長と調整して一つ一つ解消していくと答えられていますが、町として安全を確保するため、その後約8か月過ぎましたが、調査や改善はどのようなのかお伺いします。

それから2つ目です。情報発信についてお伺いします。

まず、ホームページを取り上げたいと思います。

このホームページを管理する立場にある課長や職員は町のホームページをどのぐらいの頻度で見ているのでしょうか。内容が更新された場合、閲覧者の立場で情報が分かりやすく、簡単に取得できるかどうかを意識されているのでしょうか。

令和2年3月の第1回定例会で紀美野町の四季のフォトコンテストのホームページの見づらさ、検索のしづらさを指摘しました。また、学校の登下校の通学路において注意すべき場所の地図表記もホームページに載っているということでしたが、保護者の方々に聞きますと、確認した方が少なかったように聞いています。この間、令和3年の12月議会では、町への移住・定住を考える方への一括した情報が少なく、リンク先がより広い地域になっていて極めて残念であることもお伝えしたところです。

私が見る限り、私の機器の取扱いや検索能力の低さを考慮してもなお見づらいのではないかと思います。情報を必要とする子育て世代の方に聞いても、同様の思いを話す方

や情報が取りづらいのであまり活用していないと言われました。近隣の市町や個人的に興味のある市町村のホームページに比べても見劣りするように思います。情報発信は頻繁にアップデートやチェックしないとニュースの古さが際立ちます。情報の鮮度と見やすい構成が重要だと考えます。

そこで伺います。まず1つ目は、現在のホームページはいつどのような形でつくられたものでしょうか。役場の職員の方も一緒に考えたのでしょうか。2つ目は、現在の画面は閲覧者が見やすい構成だと思われますか。今までに構成の変更はしたのでしょうか。したのであればどういう基準でしたのでしょうか。3つ目、ホームページの内容や表記全体の管理は誰がどのような形でされているのでしょうか。4つ目です。ホームページの維持管理の費用は月額5万5,000円、年額では消費税を含めて72万6,000円が令和4年度の当初予算で上げられています。どちらに、どういう形で、どういう目的で支払われているのか、具体的にどういう管理をされているのかお答えをお願いします。

それから3つ目の質問です。

DX（デジタルトランスフォーメーション）について伺います。

まず、DXという言葉だけが先行していて、新聞などではIT、IoT、クラウド、FinTech、最近ではメタバースなどと私の頭ではそのスピードについていきません。

DXは進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものに変換することで、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的イノベーションをもたらすものと言われています。経済産業省がDXについて将来の成長、競争力強化のために新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出、柔軟に改変すると定義しています。

加えて、コロナウイルス感染により、働き方の変化やデジタル化の比重は急速に高まっています。町としても人材の確保・育成のもとスピード感を持って取り組まなければならないと思っています。今年初め、新たに推進室を設けていますが、具体的に何をしようとしているのかお答えください。

以上、3点よろしく申し上げます。

（3番 藤井基彰君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 1時33分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時33分)

○議長（伊都堅仁君） それでは、藤井基彰君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、藤井議員の1番目の「町の危機管理について」の御質問にお答えをいたします。

土砂災害警戒区域や浸水想定区域について、県が調査を行い、その結果が公表されたことに伴い、町において平成30年度に土砂災害ハザードマップ、令和2年度に洪水ハザードマップを作成し、町民の皆様に各戸配布で周知をさせていただきました。

また、この浸水区域調査により、ハザード区域内に位置する避難場所が生じたことにより、これに該当する避難場所は利用できない旨、令和3年3月に取り急ぎ町民の方々に各戸配布で周知をさせていただいたところでございます。

それにより、地域の避難場所がなくなるところが多く発生したこともあり、本年度、土砂災害警戒区域、浸水水位等の危険度や地域の状況、施設の老朽化等を検討し、避難場所の選定見直しを行いました。

この選定結果については、紀美野町防災会議へ諮問し、委員の皆様のお伺いして、御了解をいただきましたので、雨季や台風に備えるため、4月の区長会で皆様にお伝えするとともに、町広報等で広く周知していく予定です。

また、不適切とした避難場所につきましては、使用できない旨の案内をさせていただくとともに、お近くの避難場所をお示しすることで住民の皆様安全を確保させていただきたいと考えております。

避難方法につきましては、町内の避難場所だけでなく、親戚や友人の家、ホテル等への事前避難を推奨させていただき、大雨や台風が襲来したときにおいても、安全で安心して過ごせる空間を確保していただくことが大切だと考えております。

住民の安全・安心を最優先した避難場所の見直しでございますので、御理解賜ります

ようよろしくお願いいたします。

以上。町の危機管理についての答弁とさせていただきます。

続きまして、藤井議員の2番目の「町の情報発信について」の御質問にお答えをいたします。

現在、町のホームページは株式会社スマートバリューから提供されているシステムを使い運用しています。このシステムは、平成29年3月から利用を始め、今年で5年目となります。

5年が経過することで、掲載情報や各種データが煩雑化し、議員おっしゃるとおり検索しづらいと感じていらっしゃる方がいることは認識してございます。ほぼ同じデザインのままでホームページを運用し、変化に乏しい状況となってきたため、本年1月からホームページの整理と見直しについての取組を始めております。

町としましては、情報化社会におけるホームページは町の顔であり、町の玄関口と捉えています。

ホームページを訪れる検索者や閲覧者にとって、分かりやすくスピーディーに情報にたどり着ける仕組みを提供することは大切です。また、デザインによる町のイメージ構築や常に新しい情報を発信する仕組みも重要と考えています。

ホームページ利用者を分析しますと、アクセスする端末の約63%がスマートフォンであることが分かっています。そのため、スマートフォンからもアクセスしやすいデザインに工夫することも大切だと考えています。

今後は、このような要素を取り入れ、利用者情報やニーズを捉え、分析を行うことで利用者にとって分かりやすく、見やすく、使いやすい魅力あるホームページに刷新し、子ども子育て応援宣言の町にふさわしいホームページへつくり上げていきたいと考えていますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、町の情報発信についての答弁とさせていただきます。

続きまして、藤井議員の3番目の「DXの具体的な取組について」の御質問にお答えをいたします。

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、デジタル化を手段として変革を進めることを表す言葉です。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、人との接触や移動に様々な制約が課せられ、行政のデジタル化やオンライン化の遅れが浮き彫りとなり、地方公共団体においてもその推進が求められているところです。

紀美野町では、去る1月4日に総務課内にDX推進室を設置し、3名体制で業務を遂行しています。

DX推進室が担っている業務は、DX推進計画の策定及び見直しに関すること、横断的な課題の事業化に関すること、組織内の連携及び円滑な事務の進行のための調整に関すること、DXを軸とした行政改革に関することとなっています。

実務としまして、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）、日本語では業務改革と訳されますが、これを進めるため、県が委託しているコニカミノルタ株式会社の支援を受けながら、町行政で行われているほぼ全ての業務についての業務量調査を行いました。これにより、どの業務に時間を要していて、業務フローが効率的に機能しているかといったものが明らかになります。

令和4年度では、この調査で得られた情報を分析し、より効率的で効果的な業務フローの設計や、業務の根本的な見直し、デジタル技術を活用して業務改革を進めていきます。

これとともに、CIO（最高情報責任者）補佐官の登用や外部アドバイザーの指導により、職員がデジタル知識と技術の活用方法を習得し、業務改革を自主的に進め、課題解決に取り組む人材を育てていきたいと考えています。

デジタルによる変革を機会と捉え、職員意識の変容とそこから生まれるデジタル技術を活用した住民生活の利便性向上につながる改革がDXと考えております。

主な取組としましては、マイナンバーカードの普及に始まり、各種申請のオンライン化、RPA（業務自動化システム）やAI（人工知能）を活用した業務の効率化、テレワーク推進、キャッシュレスの導入、ペーパーレス化などがございます。

現在、これらの要素を盛り込み、本町を取り巻く課題や新しい生活様式に対するデジタル技術の活用を具体的に進めるためのDX推進計画の策定に取り組んでいるところでございます。

以上、DXの具体的な取組についての答弁とさせていただきます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） まず1つ目の、自然災害の避難施設のことについてお伺いします。

先ほどの御答弁では、去年の時点で大雨や洪水の危険性で使えなくなったとされるその施設13か所、未調査地区10か所、これは具体的にはそのまま使えない、もしくは未調査地区については調査されたんでしょうか。もう一度確認します。お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 藤井議員の御質問にお答えをいたします。

この部分につきましては、町のほうで調査を行いまして、13か所以前よりは減ったということなんですけども、それから再度見直しを行いまして、18か所減ることになりまして、現在31か所の避難場所ということで設定をしているというところでございます。

 以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 見直しをされてトータル18か所が洪水等々の危険で使えないというお答えと判断したんですけども、ということはこれは避難箇所としては機能しない、それとも洪水でない場合は避難箇所として使う、これの二本立てなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） そのことにつきましても当初いろいろと検討したんですけども、洪水の場合、それから台風とか土砂災害の場合と分けると非常にややこしくなるということで、これは今回は分けないということで、もう一律18か所少なくなったということでございます。洪水の場合も台風の場合も同じということでございます。

 以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 結局、避難場所が減ったということですよ、少し。各地区でふだん使っていた避難場所が使えなくなったところがあって13か所でしたっけ、なってしまったと。その地区の方々は当然、少し遠くのもしくは大きいところへ避難するということになるんだろうと思うんですけども、以前もお伺いして、先ほど課長の答弁にもありましたけども自助、これはよく分かるんです。自分で準備を、早いに逃げるとか、友人・知人宅、もしくは親戚へ逃げるとかこれはよく分かるんですけども、あとその大きいところというのは一般的に公助になるところだろうと思います。よく進め

られている自助、公助との間の共助、この部分が地域で避難して機能するように町でも確か推し進めている、区長さんのほうにも自主防災のいろんな確立強化を言っておられるように思うんですけども、その地域の避難場所がなくなってしまうと、その共助という点がすごく機能しないのではないかと思いますんですけども、その付近は改めて、この間も多分同じような質問したと思うんですけども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 共助の部分につきましては、やはり現在も自主防災組織の方々にいろいろと御協力いただきながらお願いをしているところでございます。

避難場所が少なくなることによって共助がちょっと少なくなるんじゃないかというようなことですが、そこは、やはりそういう避難場所への誘導であるとかそういったことの共助というのは必要にはなってくるかと思いますので、その辺は引き続き自主防の方々にもいろいろとお願いをして、協力しながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 重ねて共助のところなんですけども、もともと共助というのは各地域である程度顔見知りの方々が、ああ、あの方は避難したかな、この方は大丈夫かなというのがその地区の集会所、避難場所に行けば大体分かると、それをもって、仮に取り残されていたりとかまだの人はどうしたんだろうとすぐに把握できる、要するにお互いある程度顔見知りでそれぞれの家庭の状況が分かっておられる、そういうメリットを利用して皆さんで助け合うことだと僕個人的には理解してるんですけども、例えば総合福祉センターなんか避難しますと、各地区の方々が入り乱れて避難されてところどころに皆さんいますので、例えばその地区の方がじゃあ自分の地区の方がどれだけ避難されているかというのはもう全然把握できない状況になると思います。

結局、誰が取り残されているのかというのが分からないまま、仮に例えばその地区の方が何名だからこの分の食料品を配ると仮にするにしたとしても、そういう仕事は全然できないわけですね。いろんな自主防災では何々の役割たくさんありますけども、役割はつくってもその役割をするところがないという形になってしまうと思うんですけども、近くにある程度その地区の方々が集まれる場所というのが共助というのを重きを置くんでしたらどうしても必要だろうと思うんですけども、その付近、共助の部分がすごく手薄になっているように思うんですけども、その付近を重ねてお伺いします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 確かに議員おっしゃられますように、共助の部分ちょっと弱くなっているというのはあるとは思いますが。ただし、避難場所というのは、やはり今回の土砂災害ハザードマップであるとか洪水のハザードマップであるとかそういったことを考えまして、やはり危険な場所へ避難していただくというのはちょっと町としてもそれはできないということで、なるべく残しつつ、最小限のことでこういうことでちょっと減らしていったという現実もございますので、そこはちょっと申し訳ないですけども御理解いただきたいと思います。ただ、これは最終形ではもちろんございませんので、また随時見直しは行っていきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3 番、藤井基彰君。

○3 番（藤井基彰君） また繰り返しになるんですけども、その共助に重きを置くことがすごく大事だといういろんな書物なんかでも最近をよく見ます。公助の限界というのもよく聞きます。そのためにも共助、もちろん自助もそうですけど、共助の部分というのを重きを置くと。組織だけをたくさんつくっても稼働しないような組織はあまり意味がないんで、その部分もう一度また見直しも考えていただきたいと思います。

それと同時に、これが紀美野町においては、最初言ったみたいに川沿いに道路があり、少ない平地部分にいろいろ民家でありいろんな建物が建っている状況が多いと思います。今後、いろんな町にしてもいろんな建物を建てる場合、どうしてもそのハザードマップを考えると、利便性と安全とすごく相反するところで隣り合わせになってしまうような可能性があると思うんですけども、それは町としては当然そういう可能性にハザードマップで厳しいだろうという判断されているところには、そういう建物は今後どういう基準で建てる建てないというのは考えておられるのでしょうか、それをお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 藤井議員のただいまの質問、これからどうしていくんだという大変大事なことでないと認識しております。

今回の一般質問でいただいているのは集会所ということで避難所という観点から言えば、やはり避難所は安全なところでなければ、そこへ避難していただいてそこが洪水で浸水してということになってはまずいということの中で見直しを図っているところでありました。

議員言われるように、それこそ川沿いに道が走っててという地形の中で言うたときに、

全ての公共施設がそこでは無理かといったら、それは公共施設の目的であるとか性質であるとかそういったものを勘案しながら建設場所を選んでいく必要があるかなというふうに思っております。何が何でも全部高台というのはなかなかそれは難しい部分がありますので、今後建築するとすれば、建築する目的、内容によってそこらは判断していく必要があるのかなとこのように思ってますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） それでは、2つ目のホームページのことでお伺いします。

細かい点はちょっと僕も質問前もってプリントしてなかったものでお答えはしんどいところがあったというのは申し訳なく思います。

ただ一つ、このホームページは総務課のほうで管理されてると思うのですが、最初お伺いしましたように、ホームページの内容の表記全体の管理とかは誰がされているのでしょうか、ほぼ総務課がされているのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 藤井議員の2点目の御質問にお答えをいたします。

ホームページの管理につきましては、現在、総務課の広報担当のほうで行ってございます。個々にですけども、広報の担当者がホームページの全ての一応管理を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 重ねてすみません。それはどの程度の頻度で行っているんでしょう。極端に言えば、最初私が言ったみたいに新鮮さがなくてはホームページの意味がないというか、逆に内容が同じであっても取りあえずチェックして、今現在の一番新しいニュースですよとこれをお知らせしないと、例えば1週間や10日前、もっと1か月前のニュースが載っていてもこれひよっとしたら1か月前からそのままじゃないかという印象を与えてしまうと、本来はもっと新しいニュースがあるんじゃないかと勘違いされます。でも、更新のところに今日、昨日、もしくは1週間ぐらいの間の前の更新でちゃんとチェックした上で今のニュースはこの、発表されたんは1か月前ですけども最新ですよというのが分かるようにしないと、利用者にとってはあまり効果がないと思うんですけどもどの程度の頻度でチェックされてるんでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） ホームページのチェックの頻度なんですけども、実際今まではあまりホームページのチェックというのはちょっとなされていなかったという事実もございます。最近になりまして、町長からもいろいろ指示がございまして、再度不必要なものは削除するであるとか、新しい情報はどんどん発信していくとかいうことで修正を加えまして、今現在そういうことで取り組んでいるところでございます。更新につきましても、以前でしたらかなり古い更新日が残っていたままになってるという状況もありましたので、それも更新した日付が一番新しい、もちろん更新した日の日付を入れるというふうに心がけてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） すみません、更新頻度を上げるということなんですけども、具体的に1日とか15日とかってそういうのはないんですね。もちろん更新した内容によって当然そのときに変わるんでしょうけども、定期的に1日とか15日とかそういう形は、広報とおっしゃいましたかね、そういうところでそういうチェックというのは基本的にはまだ確立されてないというわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 議員おっしゃられるように、1日ですとか15日とかそういう日を設定してやってるというわけではございません。もちろん新しい情報を取り入れて、そのときにはもちろんあれなんですけども、現時点では常時日を決めてやってるというところではございませんけども、それはその都度その都度担当のほうで確認をしていくということでございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） すみません、やはり閲覧される方、先ほど僕が言ったように若い子育て世代の方も結構スマホで、63%とおっしゃいましたが、多分スマホで見られる方は若い世代だろうと僕勝手に想像してるんですけども、そういう方々は本当に頻繁に本来ホームページ必ずチェックされてると思います。そんな中で、やっぱりある程度町としてきちっと、その日その日というのがあれば町民としても、ああ、これは最新なんだろうなというのは頭の中にある程度インプットされると思うんで、そういうのも決められるというお考えはないのでしょうか。

それともう1点、先ほどお話しでした5年ぐらいたってましたっけね、ホームページつくられてから。少し古さも感じておられると言っておりましたけども、具体的にWebのデザインの一新とかそういうのは考えておられるのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 定期的にチェックというのは、またちょっと今後考えていきたいと思います。

それから、今のWeb、ホームページのデザインの見直しという、取りあえず今のところ総務課の担当のほうでよりよいものにしていくということでは考えてございます。ただ、その後また業者を入れてということになるのかも分かりませんが、刷新のほうはちょっと考えていきたいとは考えてございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） そうですね、できればホームページのトップページの刷新これはできるだけ早くお願いできれば、見るほうとすればすごく新鮮味があって、ああ、町も積極的に次の質問と少し関わりますけどもデジタル化というものに対して前向きなんだろうなという意味も含めて早いほうが、まだまだそのままというのは少し悲しいなと皆さんが思うんじゃないかと思いますので、早急な刷新をできればお願いします。

3番目のDXについてお伺いします。

先ほどのお話の実際DX言われても僕自身もよく分かりませんし、すごく失礼なお話ですけど町としてもなかなかつかみどころがないのではなかろうかと思います。もっと具体的なところで改善、何か目に見える形で改善するとこれがDXで前向きに一般質問でも取り組んでいるんだなという感覚が出ると思うんですけども、難しい片仮名や横文字ばかり並べていろいろお話されるともう一つぴんとつかみどころがないというのはすごく申し訳ないんですけども、私の印象なんですけども、その付近で先ほど例えばデータ入力のある程度自動化等々というのも話はされてましたけども、そういう具体的なことは考えておられるのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 藤井議員の3点目の御質問でございます。

確かにDX、私どももちょっとまだDXというものを横文字が多くてちょっと理解しづらい部分あるんですけども、やはりDXというのは要はそういうIT技術を駆使して、それを利用して業務改善を行うとか、住民サービスの向上をするということが主な目的

となつてございます。

具体的にどういうことをしていくかというのは今後の推進計画とかいうことに関わってくると思いますんで、現在、これから進めていくところでございますので、現時点でどういう具体的なものがあるかというのはちょっとお示ししづらい部分はあるんですけども、今業務量調査というのを行いまして、事務のどのぐらい時間かかてるかと、効率的にどうなんかということをやちょっと委託をして調べてもらっている状況でございます。その結果を踏まえまして、業務改善とか住民サービスの向上につながるような施策を今後考えていきたいと考えておりますので御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 今、DXとかITとか言われるとすごく難しく考えてしまって、何か雲をつかむようでちょっと分かりづらいですけども、実際我々がいろんなことをしていること自体がDXであり潮流かというのはあると思うんです。

例えば、具体的なところなんですけども、よく町なかで役場の例えば職員さんが多いんじゃないかなんていうことを聞くことがあります。申し訳ないんですけど、私も多いんじゃないかと思っていました。ただ最近になって役場によく出入りするようになりまして、皆さん一生懸命されてるんで、ああ、大変だろうなというのは実感としてあるんですけども、ただその業務にそれだけの人的労働をかけるところの合理性、これに関しては少し疑問があるように思います。要は、人手でそこまでしなくてはならないのかな、もう少し何とかITなりAIなりという方法はできないのかな、多分それぐらいの技術は日本にはあるし、先駆した自治体じゃなくても会社なんていうのは多分あるんじゃないかなと思います。

もっと具体的に言いますとデータの一元管理されまして、職員の方が、これ具体的に難しいことなんで僕も簡単に言えといったらよく分からないんですけども、マルチタスク、要は1人で複数の仕事をするっちゃうことですかね。そういうことで業務のスピード化やスリム化と同時に、住民サービスの向上につながっているところというのはたくさんあると思います。

最初のデータベースの入力なんて単純作業に近いんで何とかもっと効率化ができるんじゃないかと思うんですけども、よく職員の方々も効率面ではデジタルに強くなられて、よく言うシングルタスク、単純にそれだけをするというんじゃないくていろんな多面で

の切替えができるような方々、皆さんそういう能力がたくさんおありの方なのでできると思うんですけども、これ具体的に一つ言いますと、よく役場行きますとそれは私の課ではないんでちょっとお答えしかねますとか、その課へ行ってくださいとかそういうお返事よくいただくことがあって、それ住民の方々はそれはなんようってじきに僕なんかに聞かれることがあるんですけども、もう少し役場としましてはさっき言われました担当課を横断してと言われるみたいに、その担当の課でなければその答えはお話できないとか、逆に責任持てないとかそういうんじゃないくて、もう少し踏み込んで返答できるような柔軟な方法を役場の方々、トップのほうも指導したらどうでしょう。あまりそういう、分かりませんか担当じゃないというところすごくその役場の職員のレベル、役場自体、その自治体自体のレベルが見透かされているようで少し悲しいなって感じがするんですけども、その付近の取組等もこれ簡単に人間としてはすごく効率化のほうに進むと思うんですけども、その付近の言われた質疑とか言われた声について何かお考えとかないですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 藤井議員のD X、そしてその関連で御質問いただいておりますので、私からお答えさせていただきます。

まずD Xなんですが、課長のほうも説明いたしましたけれども、言葉自体が非常に難しいというのが一つあります。我々はD Xを進めてる具体的な事業例で申し上げますと、既に活用している部分でいけば、例えばコンビニで住民票を取得できると、そういったこともデジタルを活用したD Xの一つであります。また、窓口に簡単窓口システムというようなもので、それでちょちょってやって住民票の申請もすることも可能であるという、それなんかもD Xの一環であるということと、今年度具体的な予算も計上している例えば議事録の作成支援システムというものも今、この前デモで活用させてもらって、これはなかなかいいねということで進めていきたいと思いますというようなこともいわゆるD Xの一つであります。

今まで、紙ベースで申請してたものを電子申請ができるようにしていこうというのも、それは各課それぞれじゃなくて全体的な流れの中で、役場としても各課の紙ベースのやつを電子で申請できるようにもしていきましょうねというのもこの今言ってるD Xの取組の一つでもあります。

各課にまたがるというんですかね、もちろん課としての業務のD Xを取り入れる部分

もありますし、役場全体で共通課目においてD Xを推進していくことによって、それをいわゆるD Xイコール行政改革の一つでもありますので、A Iを活用していくとかロボットを活用していくとかそういったことを総合的に皆さんで、我々全員で検討していったD Xを進めていくことによって、そういった繰り返しの業務はもう機械にやってもらいましょうということを目指しておりますので、なかなかまだ全体像を全て説明するところまではいっておりませんが、これからそれをできるように進めていきたい。

それと後段で御質問いただきました、当町ではなかなか役場へ来てインフォメーションというようなそういったポジションがないので、そういったインフォメーションみたいなものあればそこで来庁された住民が聞けば、どこそこ行ったら教えてもらえるとかということはできるかなと思いますけども、そういうところは町ではなかなか置くことができない。しかしながら、現状では住民課の窓口の担当が話しして、これはどこそこの課ですよとかといって案内をしているということで、それはそのほうがええ部分もきっとあると思います。うかつな、おぼろげな知識でそういう説明はやっぱり避けて、専門のところで話を聞いてもらおうと、そういった業務は窓口のほうでも担当というんですかね、窓口の職員がそういう対応をさせてもらっていると思いますので、さらにそういったところの部署の大事な点を認識していきたいなとこのように思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3 番、藤井基彰君。

○3 番（藤井基彰君） 最後に、先ほどの質問、僕じゃないんですけどもありましたけども、やっぱり人数もこれだけ減っていつている状況というのは目に見えてますので、当然役場の業務が人数同じままというのは町民には少しバランス的にはおかしいだろうと思います。まず町が率先して、やっぱそういうところは人的労働負荷を下げられるところがあるんだったら率先して下げて、町としてもこれだけいろんな面でデジタル化を通じてスリム化してるんだということも意識的にやっぱ町民に報道すべきところはあると思います。

と同時に、逆にそういう形では駄目な、単純に言えば年配の方はそういうのが苦手だからやっぱ人と人が接して詳しい話を聞いてほしいよという、そういう需要は当然一部は増えてくると思います。だから、当然そういうところへは手厚く今まで以上の人的配置を行って、バランスの取れて町民が納得できるような業務体制をつくってほしいと

思います。これはもう要望でお答えは大丈夫です。すみません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、藤井基彰君の一般質問が終わりました。

上柏議員が所用により早退しましたので御報告します。

○議長（伊都堅仁君） 続いて、6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） よろしくお願ひします。

まず、幼児吃音について質問いたします。

近年、インターネット上の検索やSNSの利用の拡大によって、それまで一般的にはあまり知られていなかった障害が、医学的には吃音と呼ばれることが知られるようになりました。そのため幼児期の吃音についても、保護者の相談や治療の要望が増えていきます。しかしながら、幼児の1割に発症するにもかかわらず、相談を受ける側の体制が十分ではないと言われます。

最近の研究の結果、吃音発症の原因の大半が遺伝によるものであり、育て方が悪いから吃音を発症するという従来の説は否定されています。しかし、そうした知識はまだ浸透しておらず、子供の吃音に対して育て方が悪かったかもしれないという罪悪感を抱く母親がいまだに多いと言われます。

また、幼児の吃音は発症率が高くても、自然治癒率7割以上と自然に治りやすいことも知られています。そのため、病院などの相談機関を訪れても、様子を見るという対応になることが多いのも実情です。しかし、発症率が高いために、放置すると吃音が治癒しない幼児が全幼児の1%前後も残ることになるので、全ての幼児吃音を放置していいわけではありません。どの子供が将来治癒するのか確実に判定する方法はなく、吃音がある子供には全て経過観察も含めて何らかの対応をする必要があります。したがって、相談対応機関では保護者などに、少なくとも吃音に対してどのような対応をし、可能であれば保護者への説明や専門医の紹介など、初期対応や軽症例のフォローなど吃音のある幼児を育てる不安を軽くすることが望まれます。

幼児期は治療の有効率も比較的高く、今世紀に入ってから有効率7割の治療方法が複数確立されました。一方、学齢期になると治療の有効性が低くなりがちで、吃音のために学習や学校生活の困難も生じやすくなるため、できれば就学前までに吃音が治癒するか軽快することを目指した対応ができ、かつ解決しない場合は円滑に学校生活の支援が

できるようになることが望まれます。認定こども園の先生など子育て支援に関わる専門職の人たちが、吃音への理解を深めるようになる取組を前進させる、前へ進める考えはありませんか。

質問の2点目は、新型コロナワクチン交接種の説明についてです。

新型コロナウイルスの感染状況を分析する厚生労働省の助言機関は先月24日、全国の新規感染者数について減少の動きが見られるが速度は鈍くなっているとの見解をまとめました。重症者数は高止まりし、死亡者数は増加しており、当面は医療提供体制の逼迫が続くと警戒感を示しました。

和歌山県も、まん延防止対策が廃止されましたが、不要不急の外出を控えるなど、感染拡大防止に向けた県民へのお願いをホームページに掲載していました。

そうした状況の中で、紀美野町では2021年6月までに新型コロナウイルスワクチンの2回目接種を終えた人から順番に3回目の追加接種を開始する予定です。その際、取り扱うワクチンについてホームページなどでは、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン（ファイザーまたはモデルナ社）を用いることが適当とされていますと述べています。

mRNAとはメッセンジャーRNAのことだと思われ、核酸や遺伝子についての知識が多少ともあれば理解できますが、一般的に理解しにくいのが実情ではと考えます。特に高齢者には交接種への不安を多少なりとも持つ人もあり、1回目や2回目と違うワクチンの接種を正確な知識を得て心配なく受けたいと願う人もあります。

メッセンジャーRNAワクチンは遺伝物質であるメッセンジャーRNAを使って、新型コロナウイルスが細胞に感染するときの足がかりとなるスパイクたんぱく質をつくるための遺伝情報を含む物質、つまりメッセンジャーRNAを投与する仕組みです。メッセンジャーRNAは設計図のようなもので、体内の細胞によってスパイクたんぱく質がつくられ、その後、免疫の仕組みが働き、ウイルスを攻撃する抗体をつくるよう促します。

実際のウイルスは使っていないので、ワクチンを接種することで新型コロナウイルスに感染することはありません。

ファイザー社もモデルナ社もこの仕組みは同じなので、どちらを接種してもその効果が変わることはありません。

したがって、ワクチン接種の説明をいま一つ分かりやすい内容に変更する考えはあり

ませんか。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、田代哲郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは私からは、田代議員の1つ目の御質問「幼児吃音について」、それから2つ目の御質問「新型コロナウイルスワクチン交接種の説明について」お答えします。

まず初めに1つ目の御質問「幼児吃音について」の御質問にお答えします。

吃音症とは、言葉が円滑に話せない障害で、話を始めるときに最初の一音が詰まったり、同じ音を繰り返したりする言語障害の一つです。

本町においても、吃音と思われる幼児は数名程度いらっしゃいます。乳幼児健診などで保護者から相談があった際には、幼児期は言語能力の発達に伴いどめることが多い、言い直しをさせずゆっくりと話を聞き入れることで、話すことの楽しさを感じられるように関わり、あまり大人が神経質にならないようにと伝えています。吃音の経過が長い場合や症状によっては医療機関での言語訓練や野上小学校のことばの教室を紹介しております。

こども園での関わりとして、保護者から相談があった際には、吃音の指導を行っている耳鼻科や小児科の紹介や経過観察で様子を見たりといった対応を行っています。また子供自身が吃音を気にして話すことが嫌になってしまわないよう言葉がけをしたり、個性として受け入れられるようなクラスづくりを行っています。

引き続き、こども園職員、学校などの関係職員と情報共有しながら正しい理解と対応ができるよう取り組んでいきます。

また、不安を感じている保護者の話をしっかりと聞き、個々の症状や悩みに応じて丁寧に対応していきますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

次に、2つ目の御質問「新型コロナワクチン交接種の説明について」お答えします。

日本における3回目接種に係るコロナウイルスワクチンは、現在、ファイザー社またはモデルナ社のワクチンが薬事承認されており、1回目・2回目の接種時に用いたワク

チンの種類にもかかわらず、どちらのワクチンを接種していただいても十分な効果と安全性が確認されています。

議員御指摘のとおり、1回目・2回目の接種と異なるワクチンを接種する交互接種への不安を持つ方もおり、当町のホームページに取り扱うワクチンとして、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA（メッセンジャーRNA）を用いることが適当であるということを掲載しています。ホームページで標記している分りにくい言葉など御意見をいただいた場合はすぐに見直しを行い、ワクチンについてさらに理解していただきやすくなるよう修正しているところです。

なお、接種案内には、予防接種の効果と副反応のリスクについての参考資料などを添付し、また接種時の予診の際には、住民から納得の上、安心して接種していただけるよう、十分に説明していただいております。

町といたしましては、ワクチン接種が今後も安心して接種いただけるよう、そして安全に円滑に進んでいけるよう、努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） まず、幼児吃音についてです。

答弁では、かなりきめ細かな対応をしておられるようで非常に素晴らしいなと思います。幼児吃音に対する対応については、吃音への理解を深めることと同時に、吃音についてのそれなりの知識を持っている必要があると思います。

吃音とは、呼吸器や発声・発音器官、例えば咽頭や喉頭には原則として器質的、機能的な異常がなく、発音時に吃音中核症状と呼ばれる特徴的な症状を生じる障害を言います。吃音は、症状のみに基づいて診断され、原因は問いません。医療保険で使われる病名としては、吃音症となっています。

吃音に特徴的ないわゆる吃音中核症状には、繰り返し、それから引き伸ばし、ブロック・阻止ないし難発というこの3つがあります。これらのうち、少なくとも1つが発話中にあることと、その合計が正常より多く出現することで吃音症と診断されます。この

前提条件として、少なくとも単語の発話が一度はできるようになっていることが前提条件です。単語の発話ができないような重大な言語障害がないことが必要です。

吃音の定義は必ずしも世界共通ではなく、また症状の記載が言語に依存する部分もあるので、吃音の定義と診断基準は必ずしも一致しないと言われます。精神科の診断基準を集めたDSM-5というのにも、小児期発症流暢障害、つまり吃音として発達性吃音の定義があります。吃音の症状の中でも特異度が高い症状としての中核症状の概念がなく、定量的な基準が示されていません。幼児期に該当しない精神症状も多数含まれており、幼児期の吃音の診断基準としては使い難いと言われています。

そこで言いたいことは、幼児吃音に取り組むのであれば、幼児吃音について幾分は専門的な知識の取得に取り組む必要があると思いますが、その点についてどう考えるかお伺いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） こども園の職員には吃音についての理解と知識について周知してるところですが、全ての職員に行き渡るように、さらに研修をしてまいりたいと思います。それも専門の方々の意見、野上小学校でことばの教室をやってくれる先生にも指導を仰ぎながら、対応について理解を深めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） いろいろと取組をされているそうですが、ここでは吃音障害の原因について考えたいと思います。

吃音は、発話時に吃音中核症状を生じる障害であります。同じ音が、語頭つまり言葉の始めと中核症状が起きやすいんですが、言葉の中では起きにくいなどの特徴があります。単純に発話に関連する末梢器官、例えば呼吸器とか喉頭とか咽頭、その周辺の解剖学的な異常や可動域の問題に原因を求めることができないものです。中枢神経系の問題ないし関与によって発生・発話器官の発話に際しての協調動作が不調になる障害ということとされています。

幼児の吃音の原因としては、発達性と神経原性とまれに薬剤性があります。しかし、幼児吃音のほとんどは発達性です。発達性の吃音は生後の脳損傷がなく、初めての言葉を発するようになった後の言語発達の途上で発症する吃音です。家族性に生じやすいことが知られており、吃音のための最初に相談に来た人の約半数に家族歴が認められると

言われます。双生児研究によって、一卵性双生児のほうが二卵性より吃音の有無の一致率が数倍高いことから、吃音発症原因の7割程度以上は遺伝性のものであると推測されています。

吃音には様々な誤解があり、多いのは親の愛情不足が原因だ、育て方が悪いなど親の関わり方が原因だというものです。こうした誤解を解き、親が安定して子供に関わるようにすることが大切だと思います。あなたの育て方のせいだと責められ苦しむ親をなくすことが求められると思いますので、その点についてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員おっしゃられるとおり、吃音についての理解について、その親であるとか周りの方に理解を深めてもらう必要があります。まずは不安で思っている保護者の方とその関わる人との関係をしっかりと築き、しっかりと適切にアドバイスしていけるように努めてまいりたいと思います。

また、周りの方々の理解を深めるよう引き続き指導してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） それでは、新型コロナワクチン交互相種の説明について、2回目の質問をします。

紀美野町の交互相種についてはこういうふうにホームページに載せられていますが、自治体によってはこれもう何箇所も自治体で見たんですが、厚労省の説明をそのまま載せるのではなく、自分たちで説明を考え、そういうことを掲載している市町村もあります。ですから、やはり厚生労働省の掲載している説明に頼らず、町職員には専門職もそれなりにあるのですから、自分たちの知恵で分かりやすい説明を考えるべきだと思いますが、その点についてはどうなのか考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 議員御指摘のメッセージRNAから始まって分かりづらい説明についてはきちんと自分たちの説明、厚生労働省だけではなくて住民が一番分かりやすいような説明を加えていくことによって、ワクチンについて理解をしていく必要があると考えておりますので、そこについても再度ホームページの内容確認をして、理解を進めていきたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） これからの3回目接種の対象となっているのは大半が高齢者なのですが、その高齢者の場合、町のホームページを開いて情報を得る人は少ないと思います。

これが紀美野町のホームページに掲載されている説明ですが、まだこういう難しい文章も掲載されています。これは、ファイザー社の新型コロナワクチン予防接種についての説明書というので、1つはファイザー社、1つはモデルナ社のものがホームページの中に掲載されて、こういうのも高齢者が開いて情報を得るとするのは非常に少ないというか難しいだろうと思います。若い人ならこういうの簡単に入手することができますが、高齢者がこういう情報をホームページから入手するというのはかなり難しいんじゃないかと思います。かなり詳しくは書いてあるんですけど、非常に細かに書いてあります。

例えば広報に、3月号には載ってないんですが2月号はどうだったのかまだ確認してないんですが、接種が続いている間は専門職たちが考えて工夫した説明を広報に掲載するというのも一つの方法ではないかと思います。ホームページよりも広報のほうが高齢者もちゃんと見るといいますので、その点についてはどうなのかお考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） どうしても情報として発信しなければならない部分については、接種券の案内と一緒に送らせてもらわざるを得ないと考えておりますが、それに係る補足説明についてはこちらのほうで説明に補足説明をして分かりやすいようにしていきたいと考えております。

広報については、なかなか紙面上短い文章での説明となるわけなんですけど、案内文についてはしっかり通知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 確かに、案内文についてもそれなりに掲載されてはいますが、できるだけ短い文でそういうのをきちっと読む人が分かるというか、1回ちょっと読んだら、長い文章で書く必要はないと私は思います。

中には、文章を読むより話を聞いたほうが分かるという人もあるかもしれません。もし可能であれば、サロンなどを保健師や看護師が訪問する際にそういうことを説明する

のも一つの方法であるのではと思います。かなりこれも難しいと、そんな時間があるかどうかという問題もあるし、そんなに頻繁にサロンをしてるかということもありますので、ただ、できるんだったらそのほうが高齢者には分かりやすいと思いますので、その点も考えてはどうかというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員おっしゃられるとおり、きちんと話して言葉で伝えるというほうが分かりやすい部分があると思います。サロンのほうで多田先生のほうに参加していただいて、コロナワクチンについての説明もいただいたことはありますが、現在、なかなかちょっと感染状況でそういうことが徹底できてないのが事実でございます。

案内状のほうで分かりづらい部分、ちょっと気になるよという部分については、コロナワクチン対策室のほうに相談していただいて、きちんと説明を受けて接種していただきたいと考えております。不安な要素も含めて相談いただけたらと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、田代哲郎君の一般質問が終わりました。

続いて、8番、北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 質問します。

1、道の駅について。

道の駅をつくることは、町発展のため反対ではありませんが、住民のお金を使うことであり、赤字経営はできません。水商売は売上金の利益の中から全ての経費を出さねばならず、いろんな仕事の中で一番難しい仕事です。他町ではバブルがはじけて廃業したり、赤字経営で苦しんでいます。海南市ならともかく、多くの車が通らない紀美野町では黒字経営は難しいと思います。

道の駅検討委員会で道の駅について検討しているとのことですが、黒字経営ができると試算された方が何人おられるのかお聞きします。

②、住民のお金です。赤字経営になった場合、誰が責任を取られるのかお聞きします。

③、もし道の駅をつくらないとお考えになった場合、現在まで使われた全額を明らかにしていただき、全額を住民に返済していただかねばなりません、町長はどのよう

なお考えかお聞きます。

2、赤字経営事業について。

合併後、他町ではどのような行政をしているのか調べました。他町では、バブルがはじけ合併を機会に、住民の財産を守るため、町を自分の家だと思い苦渋の決断をして赤字経営事業のところは廃止したとのこと。

日高川町のかわべ天文台は廃止、隣の有田川町では生石天文台、二川温泉、護摩山売店レストラン、札立峠売店レストランは廃止、しみず温泉は経営改革を行い黒字経営を続けています。

紀美野町では住民の財産、かじか荘、生石山の家に指定管理料を払うという勘定しない、考えられない町長、副町長の発案により、現在まで約2億円からの赤字経営事業をされ、また個人経営のりら学園の屋根ふき替え工事に住民のお金2,000万円余りを使っています。これでは住民の財産は守れません。

このような赤字経営事業をいつまで続けられるのかお聞きます。

②、町長の家は堅実な経営をしています、町の経営は赤字経営です。どうして家のような堅実な経営をしないのかお聞きます。

③、合併後、りら学園やかじか荘、生石山の家に工事費や指定管理料として払った住民のお金全額を返済していただかなければ住民は妥協も納得もできません。町長はどのようなお考えかお聞きます。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、北道勝彦君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長(中前貴康君) 北道議員の1番目の「道の駅について」及び2番目の「赤字経営事業について」の御質問にお答えいたします。

議員御質問の道の駅についての黒字経営ができると試算された方が何人おられるのか等の御質問につきまして、道の駅とは、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的に、駐車場・トイレ・子育て応援施設など、無料で24時間利用できる道路利用者のための休憩機能、道路情報・地域の観光情報・緊急医療情報などを提供する道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして文化教

養施設・観光レクリエーション施設など、道の駅をきっかけに町と町とが手を結び、活力ある地域づくりをともに行うための地域の連携機能、この3つの機能をあわせ持つ休憩施設でございまして、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携の促進などの効果が期待されるものでございます。

また、当町ではこの3つの機能に加え、防災関係施設の整備も検討していく予定でございますが、そのほかの道の駅の機能の1つとして、農産物直売所などの販売施設などを整備する場合においては、販売施設の採算性について検討するのはもちろんのこと、地元の特産品などを活用した活力ある地域づくりの促進や町内に点在する観光施設・宿泊施設・各種飲食店等への誘客促進など、道の駅単体ではなく町全体の活性化を図ることにより、道の駅の建設や運営に係る費用を上回る経済波及効果を生み出すことができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

しかしながら、町の考えだけで道の駅を検討していくのではなく、町では本年度、町議会、区長連絡協議会、観光協会、商工会、女性団体連絡協議会等の代表者の方と一般公募の方合わせて20名の方を委員として委嘱させていただき、11月2日に第1回道の駅検討委員会を開催し、道の駅について協議を開始したところでございます。その後、1月24日に第2回道の駅検討委員会を開催予定していましたが、新型コロナウイルスの急激な感染拡大の影響を受け延期させていただきました。今年度開催は困難でありますので、来年度にこれから幾度か開催する道の駅検討委員会の場において、委員の皆様方から多方面の貴重な御意見をいただきながら経営的な視点も含め、様々な角度から道の駅について検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の「赤字経営事業について」の御質問にお答えさせていただきます。

美里の湯かじか荘は、本町の豊かな地域資源の有効利用を図り、農林業の振興、地域住民のコミュニティー活動の推進及び町民と都市住民との交流等の拠点施設として設置されており、民間事業者の能力を活用しつつ、より一層の地域の活性化を図ることを目的として、指定管理者の指定を行ってございます。

平成25年11月末日まで財団法人紀美野町ふるさと公社、平成25年12月から現在まで丹生の都プロジェクト株式会社が指定管理者として、美里の湯かじか荘、毛原オ

ートキャンプ場の施設の管理をしてございます。

平成18年度から現在までの指定管理料の合計は約2億300万円となります。これらの指定管理料につきましては、毎年度議会に上程し、御可決をいただき指定管理料を支出しているものでございます。

指定管理者につきましては、コロナ禍が長期化する中、感染対策を行いながら民間事業者の能力を活用した様々な事業に取り組んでいるところでございます。

また、現在、美里の湯かじか荘の魅力の向上や利用者の利便性の向上につながることを目的として、本館の解体撤去工事も間もなく完成予定となっております。

次に、山の家おいしにつきましては、生石高原は紀美野町の資源の一つである、かけがえのない自然とのふれあいを通じ、自然の大切さを後世に伝えるとともに、町の活性化と振興につなげるためのものであります。

山の家おいしにつきましては、NPO法人生石山の大自然保存会を指定管理者として指定を行い、山の家おいし、キャンプ場、展望台、公衆トイレなどの施設の適正な管理に努め、様々な利用者のニーズに対応しながら町の活性化に取り組んでいるところでございます。

平成17年から現在までの指定管理料の合計は約4,000万円となります。これらの指定管理料につきましては、毎年度議会に上程し、御可決をいただき指定管理料を支出しているものでございます。

今後も指定管理者、町ともに、美里の湯かじか荘、生石高原をはじめ多くの地域資源である町内の施設とできるだけタイアップしながら、より一層の活性化を図ってまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、りら創造芸術高等学校につきましては、平成18年度以降、旧真国小学校を無償で貸し出し、当町で活動をしていただいております。様々な活動を通じ紀美野町の活性化と町の知名度アップに御尽力いただいております。施設の修繕費用につきましても、予算化したときに議会で御可決をいただき執行しているものでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をして

ください。

8 番、北道勝彦君。

○8 番（北道勝彦君） どんな事業するのでも、やっぱり個人、試算をしないでする事業なんて一つもありません。だから、今の答弁じゃ答弁になっていません。僕は書いたんやけど、これ一遍読み上げます。

道の駅について。

個人が道の駅事業を行う場合は黒字経営ができるかの試算を行い、銀行の融資を受け、土地を買い、家を建て、設備投資を行い、売上げの利益の中から銀行への返済や全ての経費を出さねばならず、経費節減を行い、経営者は15時間以上働き、それでも赤字経営ならば破産です。私も、約50年水商売を行ってきましたが、バブルがはじけ、営業不振になり、廃業しました。

町長は、黒字経営ができる自信があるならば、町発展のため、町長と道の駅検討委員会の方々に町の金を使わず、一から道の駅経営をしていただきたいと思います。町長はどのように考えられますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 北道議員の御質問にお答えをいたします。

議員は、道の駅の建設については反対はしていないということを先におっしゃっていただきました。だから、その上で赤字にならないようなそういったことをきっと心配しておっしゃってくれてるんだろうと思っております。我々ももちろんそのとおりであります。

いろんな施設営業していく、最初から赤字になるって分かってるものはしません。そういうことは一切ありません。できるだけ経営をうまくやって、何とかそこで得た収益でいろんなことを進めていくというのが本来の姿でありますけれども、先ほど課長が申しましたとおり、この道の駅の基本的な考えというのは、休憩施設でもあります。トイレもあります。また、いろんな道路情報を取得する場所でもあるということで、そういった場所、また駐車場についてはそれはもう営業とは別のもんだというふうに認識しておりまして、当然そういった施設は紀美野町とすれば町外から大勢のお客様をお迎えするときにトイレ休憩するところもない、そんなところではまずいということでそういうのは必要だと思っております。そこに付随して、くっつけて農産品の販売所であるとかそういったものもそこで一緒に営業することによって、来られたお客様にいろんな

ものを買っていただくというそういったものでありますので、そこらは総合的に考えていかなければいけないというふうに思っておるところでありまして、先ほど答弁したときに、昨年度11月2日に1回目の検討委員会を開催いたしましたということで、いろんな方に入っていて、いろんな御意見をいただきながら町全体でこの事業を進めていきたいというふう考えておりますので、いろんな意見はいただきながらというふうに考えております。

先ほど、担当課長もこの道の駅の特徴を4点申し上げましたけれども、さらに加えて、私は1回目の検討委員会で20人の委員さんをお願いしたことを少し申し上げますと、やはり紀美野町ならではの、紀美野町の特色あるような道の駅、オンリーワンであるような道の駅を皆さんでぜひ考えていただきたい、そして、またこれは町のシンボルになって町民の方に広く利用していただけるような、もちろん観光客にも利用していただきたいんですけども、町民の方に利用していただく、活用していただくというそういったことを念頭をお願いしたいということもお願いしました。

また、今申し上げたように、国道370号どんどん改修が進んでいって、車の交通量も増えていく中で、もちろんよそから来られる観光客の方々に町のいろんな特産品とかそういったものを買っていただけるようなそんなスペースもお願いしたい。

そして、これまた大事な点で、町民がそこでいろいろ交流もできるそういう町民の交流の場となれるような道の駅というのは大変大事ななということで、町民が交流できるような道の駅をお願いしたい。

最後に、20の方をお願いしたのは、この道の駅がこれから皆さんのお知恵をいただきながら検討して、最終的に完成まで持っていけたらいいなと、その折には、この施設は皆さんお一人お一人が自分たちの力でつくり上げたそういった誇りを持てるような道の駅にできたらしてほしいということを皆さんにお願いして、今始まったばかりでありますので、いろんな議員の皆さん方の意見もいただきながら、皆さんでこの道の駅を前へ進めていけたらなと思っておりますので、議員の御心配も十分心に留めていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 海南市に道の駅つくるっちゅう話やけど分かってる。そんな海南市に交ぜてもらうんならともかくよ、こんな車も通らんとこで道の駅、大体幾らぐらいかかるんですか。土地購入費からいろんなことに。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えをさせていただきます。

海南市のつくるのも承知しておりますし、当町が考えてるのはどのぐらいとかというのはまだ、具体的に総事業費まで。

○8番（北道勝彦君） 大体でええ。

○町長（小川裕康君） それはまだこの場でもちょっと控えさせていただきたいんですが、それはもっと内容が具体化してきてというんですかね、基本構想をつくっていく段階で大体総額ということをお示しできたらなと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 基本構想って何か設計、ちゃんとしてからじゃ大分大きな予算かかってますさかいね。大体の予算ちゅうのが分かっていると思うんで言うていただきたい。

○議長（伊都堅仁君） まだ場所も決まってないから出せることがない。まだ場所も広さも決まってないのよ。

8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） もう進めてんねやろう。

○議長（伊都堅仁君） 暫定的なことは言えへんしね。

8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 今ずっと紀美野町、他町と違って赤字経営ばかりやられてきてね、この事業も赤字経営やられるようなことあったら住民がほんまに困んのよ。だから、もし赤字経営になった場合、誰が責任取られるのかちゃんと言うてほしいわ。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 赤字経営というふうに今議員もおっしゃられました。質問の1つ目に、道の駅ということの質問がございまして、2つ目に赤字経営というふうにおっしゃられました。だから、道の駅を含めて全体的に赤字経営になったらというふうにおっしゃられていますので、そのことについて少しお答えさせてもらってもいいですかね。

議員が赤字経営について心配されていることはこれは重々承知しておりまして、

それはありがたいというふうに思っております。赤字経営ということに鑑みて、紀美野町の財政状況というのは、全体の財政状況というのは大変大事なところでありますので、少し財政的な数字で説明をさせていただきますと、平成18年1月1日に紀美野町が誕生して、約16年を迎えておりますけれども、ちょうど合併時に町の基金はどのぐらいあったのかということ。

○8番（北道勝彦君） いや、そんなことは関係ない。

○町長（小川裕康君） これは大事なことで。

○8番（北道勝彦君） 関係ない。大事なことじゃない、関係ない。質問に対する答弁だけでいい。

○議長（伊都堅仁君） 答弁を聞きなさい。

○町長（小川裕康君） これは赤字経営って議員おっしゃられてますので、赤字経営というのは一つだけ取り上げて言うんじゃないくて、町全体で町の財政状況、経営状況というのは大変大事なところでありますので、それを少し数字上、財政的な数字で説明させていただきますね。

町の貯金である基金なんですが、合併時に基金の総額8億8,000万円です。そのうちの一般会計の財政調整基金、いわゆる財調財調というところは3億2,000万円でありました。その後、故前寺本町長と一緒にいろんな事業を進めてきました。スポーツ公園であるとか、天文台のリニューアルであるとか、こども園であるとか、地デジ対策であるとかいろんな行政を寺本町長のもとで一緒に進めさせていただきました。

その結果、令和2年度末の基金の残高というのは36億9,000万円、平成18年が8億8,000万円ですから、令和2年度末の36億9,000万円ということで、この約15年間の間に28億円の貯金を何とかやりくりしながらためることができた、それは全体の基金であります、一般会計の財調は当時3億2,000万円であったのが令和2年度末で約25億3,000万円となりました。25億の財調のうち10億円は公共施設の整備基金というふうに振り替えましたが、もとは一般会計の財政調整基金の25億3,000万円から振り替えたということで、それを確認していただきたい。

もう一つは、いろんな事業をしながら起債の残高というのも合併時は約142億円ありました。これは、現在85億円ということで、この間に約57億円を起債の残高を減らすように努めてきた。ですからこれは、必要なやっぱり事業は進めていかんとあかん

という中で、いろいろ前町長が苦勞されて補助金、交付金をいただきながら、また有利な起債を当てはめながらやってきたそのやはり成果であると思っております。

そして、あと起債制限率というのはもちろんあるんですが、それも起債の残高が減ってくることに伴って起債制限率も下がってきてるということで、この１６年間の歩みを見ていただければ議員が心配される赤字経営、赤字経営とおっしゃられますけども、合併時から比べて財政のほうはすこぶる健全に推移しているということも申し上げたいとこのように思いますので、ちょっと御理解いただきたい。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ８番、北道君。

○８番（北道勝彦君） 他町では天文台、かわべ天文台、日高川町の廃止、それから有田川町の生石天文台廃止、こういうふうな赤字経営のどこ皆町外では廃止にしています、さっき言われたとおり。その金、廃止、赤字経営せなんだからもっとなせてたと思います、国へ。だから、成り立とうとそんなこと関係なしに、今現在、黒字経営をしていかなあかんと思いますけどそれはどう思いますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 例えば、天文台のお話もされました。かわべ天文台、また金屋の天文台も閉めたということも承知もちろんしております。しかしながら、紀美野町はみさと天文台をリニューアルしまして、さらに立派なものになって多くの方に利用していただいて喜んでいるということでもあります。

議員言われるように、あれも閉めよ、これも閉めよということになれば、町の役場の存在意義というものは当然なくなってしまうんですね。何も要らん、あれも閉めよ、これも閉めよということであれば、町民とすれば紀美野町に何があるのよというそういった町になってしまうわけでありまして。ですから、必要な町民、子供たち、皆さんにとって必要な建物、それを何とかやりくりしながらつくって行って、皆さんに利用していただくと、しかしながら一方で、町の財政のほうもしっかりと考えながら進めていくというのは町の行政運営であろうと思っておりますので、議員の心配も十分に留めておいて進めていきたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ８番、北道君。

○８番（北道勝彦君） 合併後、他町ではどのような行政をしているのか調べまし

たと、他町ではバブルがはじけ、合併を機会に住民の財産を守るため、町を自分の家だ
と思い苦渋の決断をして赤字経営事業のところは廃止したとのことです。廃止にしたっ
て、有田川町健全な行政やってんねん。今言われたように、何もない、かもないって、
赤字事業続ける必要ないと思います。

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時15分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 3時15分）

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道君。

○8番（北道勝彦君） 生石山駐車場設置してはどうだということで産業課長に言
うたら、町が設置しても生石山指定管理も管理者に全ての金が入るとのこと、これでは
住民のお金を使っの黒字事業経営はできません。町が経営すればおいし山の家の経営
は黒字になります。どうして指定管理をつくり赤字経営事業をされるのかお聞きします。

また、早急に指定管理を廃止にすべきと思います。町長はどのようなお考えですか。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 3時16分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 3時22分）

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道君。

○8番（北道勝彦君） 管理委託料ってそんな金出さんでも黒字経営できるから町
が経営したらどうな。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、北道議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の現状のまま指定管理でいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 8 番、北道君。

○8 番（北道勝彦君） なぜ黒字経営できるのに現状のままでいくんよ。あんた町のこと考えてんのか。黒字経営できるんですよ、管理じゃなかったら。なぜ現状のままでいくの。あなた何か町や住民のこと考えてんのか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 議員の、町でやっていったらどうだということに対する答弁でありますけども、我々は指定管理制度をとって大草原保存会に指定管理として委託して現在までできております。施設ももう三十数年たっておりますけどもきれいに維持管理していただいて、きちんと管理していただいているということで、今後も指定管理制度というのは続けていきたいなとこのように思ってます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8 番、北道君。

○8 番（北道勝彦君） なぜよ。管理費用も払わんと黒字経営できるって言うてるんだから、どうして続けると言うんよ。おかしい話やないか。町のことも考えない、住民のこと考えない行政と違うんか。おかしいやないか。黒字経営できますって俺は言うてんだから。僕も長い間水商売でやってきて。

○議長（伊都堅仁君） 北道議員。

○8 番（北道勝彦君） 待って。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 3 時 2 4 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 3 時 2 7 分）

○議長（伊都堅仁君） 8 番、北道君。

○8 番（北道勝彦君） おいし山の家は管理、こういうなになかったら町が経営したら黒字になるさかいよ、ほいたら赤字経営なくなるさかいそんなんに変えたらどうな

という質問してんねんしょ。ほたら、今までどおりしますってこう言うんしょ。それで通るのやったら議会やよ、住民のための議会やで。

○議長（伊都堅仁君） 今言うたのは、町の正式な答弁なんよ。

○８番（北道勝彦君） 正式な、それやったら困るさかい言うてんねやっしょ。

○議長（伊都堅仁君） 困ってでも、それが今の町の答弁なんよ。それ以上の答弁はないのよ。

○８番（北道勝彦君） もっと住民のための答弁してくれな。

○議長（伊都堅仁君） 住民のためにそれはやってることよ。

産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、北道議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定管理という制度は、もう議員御承知のことかと思います。その指定管理を選ぶ際に、議会の議決に諮らせていただいて、御議決いただいております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） １１番。

○１１番（美濃良和君） １０分間休憩して、この問題の收拾を議運のほうへ出す。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 ３時２８分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ３時４３分）

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 山の家おいしの経営につきましては、今後とも指定管理で継続していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 今、課長が議員に御答弁申し上げましたとおり、町といたしましては引き続いて指定管理制度で運営をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） もう最終答弁が終わってますので、質問を禁止します。
終わります。

先ほど注意しましたが、発言がなお議題以外にわたって範囲を超えておりますので、
会議規則第54条第2項の規定によって発言を禁止します。

以上をもって、北海道勝彦君の一般質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

◎日程第3 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難するとともに即時
の攻撃停止と撤退を求める決議案について

○議長（伊都堅仁君） 日程第3、発議第1号、ロシアによるウクライナへの侵略
を強く非難するとともに即時の攻撃停止と撤退を求める決議案について議題とします。
提出者、美濃良和君、説明を求めます。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは、発議第1号。

ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難するとともに、即時の攻撃停止と撤退を
求める決議を提案させていただきたいと思います。

提出者は私、美濃良和。

賛成者は田代哲郎議員です。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出い
たします。

提出の理由についてでございますけれども、ロシアに対し、ウクライナへの侵略を強
く非難し、即時の攻撃停止と撤退を求めるとともに、政府に対し、在留日本人の安全確
保、ウクライナ国民への人道的支援及びロシアへの国際社会と連携した厳格な対応を強
く求めるものであります。

私のほうから、決議案を朗読させていただきます。

ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難するとともに即時の攻撃停止と撤退を求
める決議案。

今回のロシアによるウクライナ侵略は、国際法や国連憲章の重大な違反であり、力に
よる一方的な現状変更は断じて認められない。ウクライナとロシアの一部地域にとどま
らず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、

紀美野町議会として強く非難する。

今回の軍事行動についてプーチン大統領は、ロシアが一方的に「独立」を認めたウクライナ東部地域2つの共和国の「要請」を受けたもので、国連憲章第51条の「集団的自衛」だとしている。しかし、一方的に「独立」を認めた地域・集団との「集団的自衛」などあり得ず、国際法上も根拠がない暴論である。さらにプーチン大統領の声明では、ロシアが核大国であることを誇示し、欧米の批判や制裁の動きに核兵器で対抗する姿勢を見せている。これは明らかに核兵器で諸国を威嚇するものであり、核軍縮を現実的に前進させようと努力している世界において、決して正当化されるものではない。

さらに、原子力発電所や他の核関連施設への攻撃は、放射能の被害をウクライナや世界に拡散させかねない蛮行であり、断じて許されるものではない。

よって、紀美野町議会は、ロシアによる侵略だけではなく、プーチン大統領の声明をも断固非難するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤退するよう強く求めるものである。

また、日本政府は、在留日本人の安全確保に全力を尽くすとともに、ウクライナ国民への人道的支援、さらにロシアに対して国際社会と連携して、即時効力ある制裁措置を含む厳格な対応を取るよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

和歌山県海草郡紀美野町議会

以上であります。全員の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑終わります。

これから発議第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから発議第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日午前 9 時から会議を開きたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日はこれをもって散会します。

(午後 3 時 5 1 分)